

平成 2 7 年 第 2 回

芦北町議会 6 月定例会会議録

開会 平成 2 7 年 6 月 1 6 日

閉会 平成 2 7 年 6 月 1 9 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

平成 2 7 年第 2 回 芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
6 ・ 1 6	火	(開 会) 本会議 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 請願・陳情審査付託の件 一般質問 (散 会)
1 7	水	休 会 (議事整理)
1 8	木	休 会 (議事整理)
1 9	金	本会議 (開 議) 常任委員長報告 (請願・陳情審査報告) 請願・陳情審議 議案審議 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 (閉 会)

目 次

第1号（6月16日）	頁
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	3
3 欠席議員氏名	3
4 説明のため出席した者の職氏名	4
5 事務局職員出席者	4
6 開会 開議	14
第1 会議録署名議員の指名	15
第2 会期の決定	15
第3 諸報告	15
議長諸般の報告	15
行政報告	15
第4 町長の提案理由説明	15
（一括議題＝第5から第6まで）	
第5 請願第1号 平和安全保障法制関連法案の徹底審議と国民の合意なしに 成立させないよう国に意見書提出を求める請願について	16
第6 陳情第1号 ファーマーズマーケット「でこぽん」を道の駅に登録申請 することについての陳情について	16
第7 一般質問	17
（1）宮内道則議員第1回目一般質問	17
○竹崎町長答弁	18
○柳田企画財政課長答弁	19
○竹浦教育長答弁	19
○山元総務課長答弁	20
（2）宮内道則議員第2回目一般質問	20
○山元総務課長答弁	21
（3）宮内道則議員第3回目一般質問	21
（1）川尻成美議員第1回目一般質問	22
○竹崎町長答弁	23
○楠原税務課長答弁	23
○山元総務課長答弁	24
（2）川尻成美議員第2回目一般質問	24

○竹崎町長答弁	26
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	26
○楠原税務課長答弁	26
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	26
○楠原税務課長答弁	26
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	26
○楠原税務課長答弁	27
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	27
○楠原税務課長答弁	27
○竹崎町長答弁	27
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	27
○楠原税務課長答弁	28
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	28
○竹崎町長答	28
(9) 川尻成美議員第9回目一般質問	28
○竹崎町長答弁	28
○山元総務課長答弁	29
(10) 川尻成美議員第10回目一般質問	29
○竹崎町長答弁	30
(11) 川尻成美議員第11回目一般質問	30
○山元総務課長答弁	30
(12) 川尻成美議員第12回目一般質問	30
(1) 坂本登議員第1回目一般質問	31
○竹崎町長答弁	32
○柳田企画財政課長答弁	32
○藤井農林水産課長	33
(2) 坂本登議員第2回目一般質問	34
○柳田企画財政課長答弁	34
(3) 坂本登議員第3回目一般質問	34
○柳田企画財政課長答弁	34
(4) 坂本登議員第4回目一般質問	35
○柳田企画財政課長答弁	35
(5) 坂本登議員第5回目一般質問	35
○柳田企画財政課長答弁	35

(6) 坂本登議員第6回目一般質問	36
○竹崎町長答弁	37
○柳田企画財政課長答弁	37
(7) 坂本登議員第7回目一般質問	37
○竹崎町長答弁	38
(8) 坂本登議員第8回目一般質問	39
○竹崎町長答弁	40
(9) 坂本登議員第9回目一般質問	40
○藤井農林水産課長答弁	40
(10) 坂本登議員第10回目一般質問	40
7 散 会	41

第2号（6月19日）

1 議事日程	45
2 出席議員氏名	46
3 欠席議員氏名	46
4 説明のため出席した者の職氏名	46
5 事務局職員出席者	47
6 開 議	49
第1 請願第1号 平和安全保障法制関連法案の徹底審議と国民の合意なしに 成立させないよう国に意見書提出を求める請願について	49
第2 陳情第1号 ファーマーズマーケット「でこぼん」を道の駅に登録申請 することについて	51
第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 芦北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制 定について	53
第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について	54
第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて	56
第6 報告第1号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について	57
第7 報告第2号 有限会社あしきたマリンスービスの経営状況の報告につい て	58

第 8	報告第 3 号	有限会社御立岬の経営状況の報告について	61
第 9	議案第 45 号	平成 27 年度芦北町一般会計補正予算（第 1 号）	62
第 10	議案第 46 号	平成 27 年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	63
第 11	議案第 47 号	芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	66
第 12	議案第 48 号	芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	67
(一括議題＝第 13 から第 14 まで)			
第 13	議案第 49 号	あらたに生じた土地の確認について	68
第 14	議案第 50 号	字の区域変更について	68
第 15	議案第 51 号	工事請負契約の締結について	69
第 16	同意第 1 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	71
第 17	同意第 2 号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	72
第 18	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	73
第 19	発議第 2 号	芦北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	74
第 20	議員派遣の件		74
(一括議題＝第 21 から第 24 まで)			
第 21	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出		75
第 22	建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出		75
第 23	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出		75
第 24	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出		75
(2 号の追加 1)			
第 1	建設経済常任委員会の閉会中の継続審査の申出		75
7	閉 会		76

平成27年第2回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年6月16日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定について

第3 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

第4 町長の提案理由説明

（一括議題＝第5から第6まで）

第5 請願第1号 平和安全保障法制関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう国に意見書提出を求める請願について

第6 陳情第1号 ファーマーズマーケット「でこぼん」を道の駅に登録申請することについての陳情について

第7 一般質問

（散 会）

2 出席議員（14人）

1番 荒 川 知 章 君

3番 宮 内 道 則 君

5番 古 村 逸 男 君

7番 草 野 安 道 君

10番 宮 尾 秀 行 君

13番 藤 井 公 明 君

15番 水 口 宣 之 君

2番 坂 本 登 君

4番 寺 本 順 一 君

6番 白 坂 康 浩 君

9番 元 山 秀 志 君

12番 川 尻 成 美 君

14番 岡 部 恵美子 君

16番 寺 本 修 一 君

3 欠席議員（2人）

8番 前 田 徹 一 君

11番 平 松 洋 一 君

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教育委員長	澁 谷 百 鍊 君	教 育 長	竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長	山 元 信 作 君	企画財政課長	柳 田 豊 彦 君
税 務 課 長	楠 原 清 照 君	住民生活課長	一 丸 喜八郎 君
福 祉 課 長	宮 下 祐 一 君	農林水産課長	藤 井 哲 郎 君
商工観光課長	園 川 民 夫 君	建 設 課 長	下 田 研 君
上下水道課長	坂 道 征 一 君	会計管理者兼 会 計 室 長	井手口 浩 二 君
田浦基幹支所長	溝 下 博 行 君	教 育 課 長	大 塚 雄 二 君
生涯学習課長	江 上 繁 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	告 畑 一 彦 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	岩 間 睦 生 君	次長(課長補佐)	福 田 貴 司 君
--------	-----------	----------	-----------

議長諸般の報告

1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）

2 水俣芦北広域行政事務組合議会

期 日 平成27年3月23日（月）

場 所 水俣芦北広域行政事務組合 1階多目的ホール

議 案

（第1号）水俣芦北広域行政事務組合特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

（第2号）平成26年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）（原案可決）

（第3号）平成27年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計予算（原案可決）

3 平成27年度熊本県町村議会議長研修会

期 日 平成27年5月22日（金）

場 所 熊本県市町村自治会館 講堂

講 演 演題 「地方議会の課題と活性化策」

講師 NHK解説副委員長 城本 勝 氏

4 第40回町村議会議長・副議長研修会

期 日 平成27年5月26日（火）～5月28日（木）

場 所 東京都 中野サンプラザ

内 容 講演及びシンポジウム

「地方自治の母国に負けない我が国の町村議会」

「これからの町村議会を考える」

「日本の健康の鍵は、“農村・漁村”が握る」

「地方創生と政治・経済の展望」

上記のとおり報告する。

平成27年6月16日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

芦町監第8号
平成27年6月8日

芦北町議会議長 寺 本 修 一 様

芦北町監査委員 山 下 生 吾
芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

平成27年5月31日

3 検査実施日

平成27年6月8日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	1,521,831,237 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基金に関する現金	5,418,414,810 円
	歳 入 歳 出 外 現 金	42,869,305 円
	計	6,983,115,352 円
水道事業会計		232,848,529 円

議員派遣の結果報告

1 第40回町村議会議長・副議長研修会

- (1) 目 的 地方分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 東京都 中野サンプラザ
- (3) 期 日 平成27年5月26日(火)から28日(木)まで3日間
- (4) 派遣議員 水口副議長
- (5) 内 容

5月26日(火)

○基調講演

演題 「地方自治の母国に負けない我が国の町村議会」

講師 帝京大学経済学部地域経済学科教授 内貴 滋

○シンポジウム「これからの町村議会を考える」

(コーディネーター)

帝京大学経済学部地域経済学科教授 内貴 滋

(パネリスト)

北海道福島町議会議長 溝部幸基

山形県川西町議会議長 加藤俊一

山梨県昭和町議会議長 三井 武

鳥取県日南町議会議長 村上正広

沖縄県南風原町議会副議長 知念富信

5月27日(水)

○講演

演題 「日本の健康の鍵は“農村・漁村”が握る」

講師 関西大学政策創造学部教授 白石真澄

演題 「地方創生と政治・経済の展望」

講師 読売新聞東京本社編集委員 青山彰久

上記のとおり報告する。

平成27年6月16日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

平成 2 7 年第 2 回芦北町議会定例会請願・陳情文書表

【請 願】

番 号 受理年月日	住 所	氏 名	要 旨	所管委員会
請願第 1 号 H27. 6. 1	芦北町大字 湯浦66-25	(請願者) 山近 峰子 (紹介議員) 坂本 登	平和安全保障法制関 連法案の徹底審議と 国民の合意なしに成 立させないよう国に 意見書提出を求める 請願	総務 常任委員会

【陳 情】

番 号 受理年月日	住 所	氏 名	要 旨	所管委員会
陳情第 1 号 H27. 3. 12	芦北町大字 佐敷424	(陳情者) あしきた農業 協同組合 代表理事組合長 高峰 博美	ファーマーズマーケ ット「でこぼん」を 道の駅に登録申請す ることについて	建設経済 常任委員会

平成 27 年第 2 回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	宮内道則	1 くまもと県南 フードバレー構 想について	熊本県では、平成 25 年 3 月 に「くまもと県南フードバレー 構想」を策定し、これまで事業 を積極的に展開されている。 本年 5 月 20 日には、構想の 中心施設となるフードバレーア グリビジネスセンター（八代市 鏡町）が稼働した。この施設 は、試験機器類も備え、県南の 豊かな農林水産物に付加価値を つけた新事業の創出を目指す目 的などで建設されたものであ り、県南地域の振興に大きく寄 与するものと思われる。 ① 現在、くまもと県南フード バレー推進協議会の会員は全 体で何人か。そのうち芦北町 民は何人か。 ② これまで、くまもと県南フ ードバレー構想を推進するう えで、熊本県と芦北町はどの ような連携を図ってきたの か。 ③ フードバレーアグリビジネ スセンターが稼働したこと により、商品の研究や開発など と併せて産業改革も期待でき るが、今後、芦北町ではどの ような取り組みを推進し、支 援したいと考えているのか。	町 長
		2 学校給食費の 一部助成につい て	芦北町の学校給食費は、近隣 市町村の中でも安価であり、保 護者も感謝していると思われ る。 しかし、児童・生徒が多くい る家庭では、家計のやりくりが	教育長

			大変厳しい状況である。 このため、さらなる子育て支援として、保護者の所得などに応じ、学校給食費の一部を助成できないか。	
		3 町職員の人事評価制度について	町職員の人事評価制度は、職員の人材育成などを目的に実施されている。 ① これまで、どのような効果が現れているのか。 ② これまでの取り組みを踏まえて、人事評価制度をさらに充実する必要はないのか。 ③ 人事評価の結果により、給料等にも反映されているのか。	町 長
2	川尻成美	1 固定資産税と町有財産について	平成26年度で旧芦北町の地籍調査が完了し、固定資産の課税面積が総合的に増大したようだ。 ① 固定資産税において、地積調査前の面積による課税額と、調査後の面積による課税額では、どのような変動が生じているか。 ② 固定資産税額の変動が生じた納税者に対し、町は十分説明を行い理解を得ているのか。 ③ 土地評価額決定の際、不動産鑑定士による評価及び固定資産評価員の評価は、どのように行われているのか。 ④ 地籍調査により町有財産の面積にも変動が生じていると思うが、どう変わったのか。	町 長
		2 合併10周年記念芦北町暮らしの便利帳発行	合併10周年記念特別保存版として「芦北町暮らしの便利帳」が発行され全戸へ配布され	町 長

		について	た。 ① この発行に係る経費は、町内企業の広告掲載料などが充てられていると思うが、町に対しその収支報告はあったのか。 ② この広告掲載依頼に対して、一部の企業では不満もあったと聞いている。発行にあたり町長はどのように評価しているのか。	
3	坂本 登	1 地方版総合戦略の策定について	国は、総合戦略の4つの基本目標を具体化して、まち・ひと・しごと創生法で基本理念として7項目を掲げている。地方版総合戦略は、これらを踏まえて策定されるものと考えている。 ① 地方版総合戦略は、産業関係団体等に出向き意見交換などを行いながら、総合計画に基づいて策定することになっている。その戦略策定の過程で町民が参加し、意見交換ができる場を設けることは考えていないのか。 また、策定の進行状況はどうか。 ② これまで議会で取り上げられてきた、(1)住宅リフォーム助成、(2)鳥獣被害対策と地域振興、(3)公共交通機関のない地域への交通対策、(4)高齢者・水俣病被害者が多い町として弱者にやさしい町づくり、(5)I・Uターン者の受け入れ、(6)空き家対策と空き家活用などは、創生法の基本理念に合致するものと思う。	町長及び教育委員長

	今回、地方版総合戦略を策定するうえで、これらの事業などを組み入れる考えはないか。 ③ まち・ひと・しごと創生法の基本理念にあるように、人口減少に対する有効な手段は、結婚、出産、育児等への支援だと思う。また、芦北町総合計画(第二次)には、「すべては、次代を担う子どもたちのために」を基本理念として、さまざまな分野の充実を目指すことなどが記載されている。 本町では、すでに保育料の軽減、18歳までの医療費助成などを実施しているが、結婚の仲人報奨金、出産祝い金制度を新たに設けるとともに、幼稚園から中学校までの給食費、通学費、教材費、入学準備金、修学旅行費など教育費の保護者負担をなくすことを地方版総合戦略の中に組み入れる考えはないか。	
2 直売所駐車場舗装工事と直売所の内容について	① 本年度、水産業振興費で予算措置してある直売所駐車場舗装工事の範囲内には、計石小学校跡地の一部が含まれている。その中にある卒業記念樹や桜の木などは舗装工事の範囲に含まれているのか。なお、含まれている場合は、どのように扱うのか。 ② 直売所の事業主体はどこなのか。 ③ 直売所の運営計画はどうなっているのか。 ④ 直売所に関係する町民への	町長及び担当課長

			説明はどうするのか。	
--	--	--	------------	--

開会 午前１０時００分

—————○—————

○議長（寺本修一君） おはようございます。

ただいまから平成２７年第２回芦北町議会定例会を開会します。

前田君、平松君から欠席届が出ております。

会議に先立ち、水俣芦北広域行政事務組合に派遣されておりました課長が、派遣終了に伴い、今回から議会に出席しますので、自席より挨拶を求めます。岩間議会事務局長。

○議会事務局長（岩間睦生君） おはようございます。

４月１日付けで議会事務局長を拝命しました岩間と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（寺本修一君） 次に、本年４月１日付けで、新しい課長が誕生しておりますので、自席より挨拶を求めます。

はじめに、大塚教育課長。

○教育課長（大塚雄二君） おはようございます。自席から失礼いたします。

４月１日付けで教育課長を拝命しました大塚雄二でございます。寡聞少見の身ではございますが、一生懸命務めさせていただきます。皆さま方の御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本修一君） 次に、溝下基幹支所長。

○田浦基幹支所長（溝下博行君） 皆さん、おはようございます。

今回、田浦基幹支所長を拝命しました溝下博行です。もとより微力ではありますが、組織人として一生懸命頑張りますので、皆さま方の御指導・御協力よろしくお願い致します。

○議長（寺本修一君） 次に、坂道上下水道課長。

○上下水道課長（坂道征一君） 御世話になります。

今回、４月１日付けで上下水道課長を拝命しました坂道征一と申します。精一杯頑張りたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（寺本修一君） 次に、告畑農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（告畑一彦君） おはようございます。

４月１日付けで農業委員会事務局長を拝命しました告畑でございます。微力ではございますが、町政発展のため一生懸命頑張りますので、御指導をよろしくお願い致します。

○議長（寺本修一君） 次に、井手口会計室長。

○会計室長（井手口浩二君） 皆さん、おはようございます。

4月1日付けをもちまして、会計管理者兼会計室長を仰せつかりました井手口でございます。微力ではございますが、一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（寺本修一君） 以上で挨拶を終わります。

これより本日の会議を開きます。

議席に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（寺本修一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、13番 藤井君及び14番 岡部君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（寺本修一君） 日程第2「会期の決定」についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から6月19日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月19日までの4日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

○議長（寺本修一君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長の提案理由説明

○議長（寺本修一君） 日程第4、町長の提案理由説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会6月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御出席を賜り、ありがとうございました。

今月2日には、福岡管区气象台より、九州地方の梅雨入りが発表され、その直後から翌日3日午後まで降り続き、総雨量は242mmに達しました。気象予警報については、3日午前6時57分に大雨警報発令、午前9時55分には土砂災害警戒情

報発表となりましたが、正午には土砂災害警戒情報解除、続いて午後３時４０分には大雨警報も解除されました。

また、１１日午前３時３５分には大雨洪水警報が発令されましたが、総雨量は１１９mmにとどまり、同日午後９時１５分に洪水警報が解除、午後１１時３５分には大雨警報も解除されております。

これらの降雨による被害は、農林水産関係２４件、公共土木４０件、床下・床上浸水１９件でしたが、いずれも小規模災害に相当する程度で、甚大な被害はありませんでした。各担当課におきまして、土砂の撤去、石灰の配布など、迅速な応急対応を行い、併せまして二次災害等の防止に現在努めているところであります。今後とも引き続き、気象情報を注視し、関係機関と連携を図りながら、万全を期してまいります。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。

まず、芦北町職員の定数に関する条例、芦北町税条例及び芦北町国民健康保険税条例の改正に係る専決処分の承認３件、一般会計の繰越明許費、繰越計算書並びに有限会社あしきたマリンサービス及び有限会社御立岬の経営状況の報告など３件を提出しております。

また、平成２７年度芦北町一般会計及び芦北町介護保険事業特別会計に係る補正予算２件、条例の一部改正が２件、新たに生じた土地の確認、字の区域の変更、工事請負契約の締結、各１件、合計７議案と人事案件３件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（寺本修一君） 町長の説明が終わりました。

—————○—————

日程第５ 請願第１号 平和安全保障法制関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう国に意見書提出を求める請願について

日程第６ 陳情第１号 ファーマーズマーケット「でこぼん」を道の駅に登録申請することについての陳情について

○議長（寺本修一君） 日程第５、請願第１号「平和安全保障法制関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう国に意見書提出を求める請願について」及び日程第６、陳情第１号「ファーマーズマーケット「でこぼん」を道の駅に登録申請することについての陳情について」の陳情については、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第３６条の規定により一括議題とします。

なお、請願第１号及び陳情第１号は、議会運営委員会からの答申に基づき、会議規則第９０条第１項の規定により、議席に配付しております請願・陳情文書表のと

おり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

所管の常任委員会におきましては、慎重な審査をされ、その結果を本会議において常任委員長から報告願います。

—————○—————

日程第7 一般質問

○議長（寺本修一君） 次に、日程第7「一般質問」を行います。

質問通告者は3人で、通告書はお手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう願います。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、宮内君。

○3番（宮内道則君） おはようございます。

それでは、議長より一般質問のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

また、一般質問に入ります前に、6月2日から3日、早朝にかけましての梅雨前線集中豪雨により被害を受けられました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、私は今回、一般質問の通告書により3つの質問をいたします。まず、第1点は、くまもと県南フードバレー構想についてであります。熊本県では平成25年3月に熊本県南フードバレー構想を策定して、これまでに積極的に展開をされ、本年5月20日には構想の中心施設であるフードバレーアグリビジネスセンター、これは八代市の鏡町でございますが、稼働をいたしております。この施設は試験機器類を備え、県南の豊かな農林水産物に付加価値をつけた新事業の創出を目指す目的などで建設されたもので、県南地域の振興に大きく寄与するものと思われる。

①現在、くまもと県南フードバレー推進協議会の会員は全体で何人なのか。そのうち芦北町は何人でしょうか。

②これまでくまもと県南フードバレー構想を推進する上で、熊本県と芦北町はどのような連携を図ってこられたのか。

③フードバレーアグリビジネスセンターが稼働したことにより、商品の研究や開発などと併せて、産業革新を期待できると思いますが、今後、芦北町ではどのような取り組みを推進し、支援したいと考えておられるのか。

次の第2点は、学校給食費の一部助成についてでございます。芦北町の学校給食比は近隣市町村の中でも、1月分の給食費が安く設定をしてあります。保護者もで

すね、大変感謝しているものと思われる。そこで、その一例を挙げますと、平成27年度の本町の学校給食費は6,902万1,000円が計上されており、その内訳は、人件費、電気、ガス、水道及び材料費等からなっております。約半分近くを町からさらに補助をしてもらっていることと同じでありまして、町当局には大変その経営努力を評価したいと思っております。私は、この一般質問に対しましてはですね、大変心苦しいところがありますけれども、児童生徒がたくさんいる家庭では、家計のやりくり等が非常に大変であるのと同時に、今回、保護者から切実な願いがありましたので、あえて一般質問に取り上げ、町長が提唱されております「すべては次代を担う子どもたちのために」の理念の下、子育て支援として学校給食費の一部助成を検討できないかお尋ねするものであります。

次の第3点は、町職員の人事評価制度についてであります。私は、平成23年9月の定例会の一般質問において、町長に人事評価制度についてお尋ねをしています。そのときはスタートしたばかりで、まだこの3年間は試行期間であるとのことでした。平成22年度から本格的導入、前年度の評価結果に基づき勤勉手当等に反映をさせたい旨の御答弁でございました。それから5年が経過し、職員の人材育成などを目的に実施されましたこの人事評価制度は、その後、どのように反映をされたのかお尋ねをいたしたい。

①これまでどのような効果が現れているのか。

②これまでの取り組みを踏まえまして、その制度をさらに充実する必要はないのか。

③人事評価の結果により、給料等にも反映されているのかお尋ねをいたします。

以上で、私の質問を終了いたしますが、答弁による再質問は自席から申し上げます。ありがとうございました。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 宮内議員の御質問にお答えいたします。

まず、くまもと県南フードバレーの御質問につきましては、具体的な内容となりますので、担当課長から答弁をさせます。

学校給食費の一部助成については、教育委員会に答弁を委ねます。

続きまして、人事評価制度につきましては、平成19年度から試行的に導入し、平成22年度から運用を開始しております。これまで人事管理はもとより、職員の意識改革や能力開発など、人材育成にも努めてきたところであります。御質問の3点につきましては、これまでの取組状況による内容になりますので、担当課長から答弁させます。

以上であります。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） それでは、私のほうから、くまもと県南フードバレー構想についての質問にお答えしたいと思います。

まず、①の熊本県が公表した会員数でありますけれども、これには会員には正会員と準会員がありますが、平成27年4月30日現在、正・準合わせて612事業所が会員となっておりまして、芦北町は、町も含めて14事業所、これは全て正会員であります、14事業所が参加しているということでございます。

次に、②番につきましては、フードバレー構想は県政の最重要課題であります県南振興策の中心として位置付けられております。特に県南の豊かな農林水産物に付加価値をつけるとともに、食に関連する企業の集積を図ることが取り組みの柱とされているところです。このことを踏まえて、これまで県と共同して町内事業者に対する情報の提供や、新規加入者の掘り起こしなどを行ってきております。町内では、JAあしきたにおけるゼリー加工場や、精米施設の建設、芦北町漁協におけるクマモトオイスターやマガキの養殖、期間限定で実施をいたしましたカキ小屋の開催などのほか、御立岬の温泉塩を使用した商品開発などもフードバレー構想に関連する事例といえると思っております。また、食品関連企業として、旧白木小学校にロックアイスを製造する企業も進出しているところであります。

③番の質問につきましては、アグリビジネスセンターは県南における農業食品加工の研究試験機関として設置されたものです。加工品の成分分析や貯蔵方法、あるいはパッケージングなどについて、町内の農家や事業者等から相談があった場合は、問題解決を図り、早期の製品化を実現するよう、関係課と情報共有をしながら、センターを積極的に活用したいと考えているところであります。また、県と協力しながら、フードバレー推進協議会への新たな加盟の働きかけや、加盟業者の商品情報の精密化などを進め、販路拡大などの支援を行いたいと考えております。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 宮内議員の御質問にお答えいたします。

平成27年6月1日現在で、本町における小学1年生から中学3年生までの3人以上の子ども世帯は66世帯ございます。中でも4人いる世帯が6世帯という状況でございますが、この中には家庭の経済状況に応じた低所得世帯に対する支援制度として、準要保護児童生徒就学援助費制度等を継続的な支援を受けられておられる世帯もあります。しかしながら、多子世帯では生活費のやりくりの苦労をされていることが予想されると思います。このような状況を踏まえまして、支援策として学校給食費の助成について、今後検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 町職員の人事評価制度についての御質問の①についてお答えいたします。人事評価制度では、課、係の目標を設定し、組織的な目標管理を行うことにより、職員間での組織の課題、目標及び改善点の共有化が図られ、職員の業務の成果向上や能力開発につながっております。また、個人目標を設定し、自らを振り返り、自己診断、自己評価することで、今後の課題等を明らかにすることにより、業務の取り組み方などへの意識改革につながっております。

次に、②の制度をさらに充実する必要はないかとの御質問にお答えいたします。人事評価制度では、組織及び職員個人の目標管理を行うとともに、評価者である課長と課職員の1対1の育成面談を実施しております。育成面談は、職員と組織の課題、目標及び改善点の共有化を図り、仕事の成果向上や能力開発に共同に取り組むことを目的としておりますが、上司と部下とのコミュニケーションを図る重要な機会となっていることから、さらに充実した面談の実施に取り組み、職員の健康管理及び職場環境の改善につなげていきたいと考えております。

最後に、③の御質問につきましては、平成22年度から人事評価制度を運用開始し、その評価結果を次年度の平成23年度から昇級、勤勉手当等へ反映しております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） ありがとうございました。それでは、順次、御質問をしてみたいと思っております。

まず、1番目のくまもと県南フードバレー構想について御説明いただきました。①につきましてはですね、了承いたしました。まだ協議会も始まりましてですね、3年足らずでございますので、今後、県と連携して、また促進等にですね、お願いしたいと思っております。

それから、②でございますが、御説明をいただきました中でですね、芦北町と県、どのような連携を図ってきたのかということをお尋ねしたんですが、ただいま御答弁をいただきました中で、JAあしきたのゼリー加工場とか、芦北漁協のオイスター等ですね、それから御立岬での温泉塩を使用した商品開発、そして白木小のロックアイス等を製造する企業等も誘致されとる。これも一つのフードバレー構想のですね、その実績であるというふうなお話でございました。まだまだ始まってですね、間もございませんけれども、今後十分県と連携されまして、主管は県でございますけれども、芦北町もその中でですね、地元振興のために、さらにもお願いをいたしたいと思っております。

次の③でございますが、このフードバレー構想のビジネスセンターが稼働したことによりますいろんな取り組みでございますが、今後さらにですね、課長のほうからも御答弁がありましたように、今後いろんな各事業者等の皆さん方も御相談等があると思います。そういうことで、積極的にですね、取り組みを御指導いただければなと思っております。今回はこのくらいですね、御質問にさせていただきたいと思っておりますので、今後ともその付近をよろしく御指導、県と連携してお願いしたいと思っております。

次にですね、2番目の学校給食でございますが、大変教育長より前向きな御答弁をいただきました。私も先般、子どもさんがですね、白岩地区は今13名が、子どもが通っておりますが、今、区長さん等と連携して見回り隊ということで、道河内の公民館活動の皆さん方まで、途中までですね、お送りしているんですよ。その中で毎年、小中学校の夏休み前には御相談があるわけです、一応出てくれと。その中でも、あえてやっぱりそういった形を出されますものですから、芦北町としては18歳まで無料ですよと、頸がん補助金もしていますよ、いろいろお話をするわけですが、当然、子育ての先ほどお話がありましたように、3人家族と4人家族ですね、そういうところの方が若干厳しい面もございますものですから、是非協議等をお取り組みいただければなと思っておりますので、よろしく願いまして、この件につきましては終わります。

次のですね、3番目でございますが、芦北町の職員の人事評価制度についての御答弁をいただきまして、2回目の答弁をさせていただきたいと思っております。平成26年5月に公布された地方公務員法ですね、一部改正する法律により、人事評価制度の規定等の整備が義務付けられたわけでございますが、法改正に伴いまして、現行の人事評価制度に変更点はあるのかお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 本町の制度運用は、国の制度運用に近く、また今回の法改正の趣旨にも合致しているため、現在の人事評価制度の運用内容に変更はございません。

以上です。

○議長（寺本修一君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、地方公務員法の改正によりまして、平成28年度からの人事評価制度導入の準備をしている自治体が多いと思われましても、芦北町は既に平成19年度から試行的に導入をされまして、平成22年度からの運用開始をされております。よって、先進的な取り組みをされてきておりますので、こ

の人事評価制度は職員のスキルアップ、つまり技能向上にもつながる制度でもありますので、是非今後とも公平・公正を保ち、人材育成につなげていただきたいと期待をいたしております。

これで、私の質問を全て終わります。ありがとうございました。

○議長（寺本修一君） 宮内君の質問が終わりました。

次に、川尻君。

○12番（川尻成美君） おはようございます。

梅雨に入りまして、本町も随分の雨量でございます。小規模の災害ではあったとは思いますが、お見舞い申し上げ、さらに今後の状況を注視しながら、警戒に万全を尽くしていただきたいなというふうに思っております。御苦勞でございますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、私は今定例会において、通告しております2つの問題について質問をいたします。

まず、第1に固定資産税と町有財産について、第2に合併10周年記念「暮らしの便利帳」発行についてであります。

まず、第1の質問は、旧芦北町では、昭和63年度に地籍調査事業に着手され、平成25年度、全地区の事業行程が完了し、平成26年度地籍調査が完了しております。登記が完了し、固定資産の課税面積が総合的に増大したようであります。

そこで質問の1点は、固定資産税における地籍調査前の面積による課税額と、調査後の面積による課税額では、どのような変動が生じているのか質問をいたします。

次に、固定資産額の変動が生じた納税者に対して、町は十分な説明を行い、理解を得ているのか、2点目の質問であります。

3点目は、土地評価額決定に際し、不動産鑑定士による評価及び固定資産評価員の評価はどのように行われているのかを質問いたします。

4点目は、地籍調査により、町有財産の面積も変動が生じたと思いますが、どのように変化したのか質問をいたします。

第2の質問は、合併10周年記念「暮らしの便利帳」発行についてであります。本町は、昨年より合併10周年記念事業として多様な事業を行っており、この「暮らしの便利帳」発行にもその事業の一つとして取り組まれ、4月に全戸に配布されております。この事業にあたり、平成26年11月25日付けで、本町事業主宛てに芦北町長 竹崎一成名で、合併10周年記念「芦北町暮らしの便利帳」への広告記載についてお願いの公文書が発送されてきました。芦北町と株式会社ゼンリンとの共同事業により発行する旨の広告募集の協力お願いでありました。

そこで、第1点の質問は、この発行に関わる経費は、町内企業の広告掲載料収入

を充てられると聞いております。町はこれまで、どのような関わりをもって、その収支等の報告はどうなっているのか質問いたします。

2点目は、この広告記載依頼に対して、一部の企業、事業主で不満もあったと聞かされております。発行にあたり、町長はどのように評価しておられるのか、配布後の町民の声はどう評価されているのか質問をいたします。

以上、2つの問題について質問しますが、町民の関心のある質問でありますので、明快な答弁を求めて、第1回目の質問といたします。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の御質問にお答えをいたします。

まず、固定資産税と町有財産につきましては、内容が事務的になりますので、担当課長から答弁させます。

続きまして、「暮らしの便利帳」発行についてでございますが、この件につきましても、①と②をあわせて総務課長から答弁させます。

○議長（寺本修一君） 楠原税務課長。

○税務課長（楠原清照君） まず、質問1の①についてお答えいたします。地籍調査前の面積による課税額、すなわち平成26年度固定資産税当初課税額のうち、土地分につきましては1億9,157万3,000円、地積調査後の面積による課税額、すなわち平成27年度固定資産税当初課税額のうち、土地分は2億1,590万6,000円となっており、前年度から2,433万3,000円の増、前年度比12.7%の増となっております。

次に、質問1の②についてお答えいたします。まず最初に、平成26年4月4日に発送した平成26年度固定資産税納税通知書に課税変更お知らせチラシを同封し、全納税義務者に対し周知を図りました。

次に、平成27年2月16日発行の広報あしきた2月号15ページに、固定資産税についてのお知らせを掲載し、全町民に対し周知を図りました。今年度につきましては、5月1日の町だより発行時に、税務課からの大事なお知らせチラシを全世帯に配布、さらに5月8日発送、平成27年度固定資産税納税通知書にも課税面積変更のお知らせチラシを同封し、さらなる周知の徹底を図りました。なお、土地分の固定資産税額が5万円以上増加した個人の方には、平成26年度の課税明細書もあわせて同封し御理解を求めたところでございます。

最後に、5月8日から15日まで、防災行政無線により、固定資産税についてのお知らせを放送し、広く周知を図りました。納税通知書発送後、約20日間で300件以上の問い合わせがありましたが、個別に説明を行いまして、概ね御理解をいただいております。

最後に、質問１の③についてお答えします。不動産鑑定士は、町内宅地の各筆評価と、田畑・山林の基準値等の評価を行っております。固定資産評価員は不動産鑑定士の各筆評価等を受けて、地方税法第４０９条第４項の規定により、評価調書を作成し、町長は地方税法第４１０条の規定により、それを受理し、価格を決定しておるところでございます。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 質問１の④についてお答えいたします。町有財産の増減につきましては、地目ごとに申し上げます。田３㎡の増で、ほぼ横ばいです。畑４万２、２９４㎡増の、率にしまして４２．５８％の増、宅地２万８２０㎡の増、率にしまして１１．２１％の増、山林１３７万９、７９５㎡の増、率にしまして２３．３８％の増、雑種地５万４、９９８㎡の増、率にしまして１１．４３％の増、その他１万４、２５８平米の減、率にしまして０．７１％の減でございまして、合計しますと１４８万３、６５１㎡の増、率にしまして１７．０４％の増となっております。

次に、合併１０周年「芦北町暮らしの便利帳」発行についての御質問①についてお答えいたします。広告募集及び編集、印刷は株式会社ゼンリンが行うことになっており、町の費用負担はなく、収支報告は受けておりません。

次に、②の御質問にお答えいたします。広告募集については、多くの事業者の皆さまから好意的に受け止めていただき、特にクレームや苦情等はあっておりません。この「暮らしの便利帳」につきましては、各種行政手続や避難所を掲載した町内地図など、町民生活に直結した利便性の高い冊子を発行することができたと思っております。なお、本町に転入される方にも窓口で配布しておりますが、町の情報が掲載されており、こういうのがあれば助かりますとの声もございます。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○１２番（川尻成美君） それでは、第１の質問のほうから追質問を行います。詳細な面積等はちょっと書き損じましたけれども、全体で１２．７％という増であったというふうに今報告がありました。そして、いわゆる課税対象が５万円以上の方には、前年度との対比を付けてやったということであります。今、答弁ではですね、非常に親切なやり方のような感じがいたしますけれども、この固定資産、まあ何でもですけれども、自分で精査して窓口に行って相談しないと発覚しない間違いとかですね、修正とかが発覚しない場合が非常に多いわけで、税に詳しい人じゃないと、計算の方法もそうでありますけれども、なかなか分かりづらい点が非常にあります。我が国は、税でもっておりますので、納税義務はもちろんのこと、心得ておられると思いますけれども、こういうことは２６年度に予期されたことというふうに思わ

れます。要するに地積が終わった時点ですね、1年間余裕があるわけですので、そのときにやはり事前にですね、やっぱり来て面談でもしながらですね、これだけだからということでされたほうが、私はトラブルがないんじゃないかなというふうに思いますし、300件の要するに問い合わせがあったと。私も来たときに、多分、職員の方々も、ほかの職員の方も、税務課でしょうとか言われたかたもあるんですけども、多分、ああほかにいっぱいこういう固定資産税の変化によって問い合わせとかあったなというふうに感じてですね、おりますが、実は私ごときで恐縮ですが、私のところも固定資産のですね、課税が20万円ほど4期で上がって、法人ですので、税理士さんもおられますし、事務もちゃんとその対比を見て、これはおかしいということで、担当に問い合わせして、お伺いをして、そして来てもらいました。そうするとですね、この面積はもうそれは地積でぴしゃっと出るんですけども、地目変更とかがですね、雑種地から宅地になったりとかしております、これはどうして地目の変更が生じたのかということ、航空写真で撮って、それが建物が建っておったりとかすれば住宅ですよとか、それくらいの説明でありましたので、いや現地を見てくださいと、宅地はどういうのが宅地なのか、雑種地、山林ともどもある中にどれだけの課税が住宅地になるのかということをししましたら、やはり間違いであったということが生じたんですよ。だから、それをちょっとやっぱり事前のおかしな調査じゃなかろうかと。私、ほかに聞き取りをしたらですね、やはりそういうのが往々にしてっております。地目を変更された、宅地に変更されたりとかですね、そういうのはやっぱりそれなりの理由があって、現地を見て、そうすることがやはり納税者への一番の説明責任ではなかろうかというふうに思っこの質問をしたんですね。実は、平成17年に間違いがありまして、私、税を払いすぎとってですね、これは土地と建物の、それに建物が建つとるわけですけども、それが共同住宅という形の中でですね、平成17年にはですね、80何万円の還付といいますか、変更で返ってきましたけれども、これはある人がこういうことを言わないと、多分修正はできなかったという、私は理解しております。それが11年分なんですよ、11年分。平成5年から、何せ四千何百日分の課税が多く払ってたからということでなったんですね。これはこちらが言わないと税法が変わったから調べてくださいと言わないと、これは返ってこなかった、修正できなかったことなんです。そうすると、やはり気づかないとこういうことが、貴重な税金をですね、多く取ったということになると、これはやっぱり問題が生じますので、やはりその事前にですね、十分に説明責任、そして現地を見る、お互い納得いく中でやらないと、私は大きな間違いが今後も生じてくるんじゃないか。今回、地籍調査でこういう形になって、そして3年に1回の評価替えがある、それがちょう

ど合致してこういうふうに地目変更とかなったというふうに思いますけれども、そういうことですね、多くは言いませんけれども、今後そういうことが起きないように十分な精査をしてですね、少なかったところもあろうかも知れませんが、多くなったところは特にですね、精査してもらいたいなというふうに思っておりますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 調査をする段階、あるいは課税をする段階では、現地でも事務でもですね、制度の高い精査をしていくわけでありますが、たまたまそういうことも、本町のみならず、地方自治体では起こりがちでございまして、発覚した時点で直ちにですね、相応の措置を迅速にとっていくということで大事であろうかなというふうに思っております。

なお、具体的にはですね、課長たちが承知をしておりますので、またお尋ねをいただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） この固定資産のほうではあと何点かですけれども、要するにこういうことを言われるんです。送ってきたのがこれですね。これは私も見ました。面積が変更のお知らせということで、登記面積から課税されて、変更があつて、御不明な点は来てくださいとか、こういうことでありますので、これをもちょうとですね、具現化してやらないといけないということでございます。

そして、この評価の鑑定士は顧問の先生がおられるわけですかね、鑑定士という。町担当の不動産鑑定士がおられると思いますが、この方は1名で評価されるんですかね。不動産鑑定士は1人ですか。

○議長（寺本修一君） 楠原税務課長。

○税務課長（楠原清照君） 不動産鑑定士の資格を取得しておる会社ですね。業者さんですね。に委託をしているところでございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） この業者は、3年に1回変わるんですか。それとも、ずっと継続でやられておるんですかね。どうですか。

○議長（寺本修一君） 楠原税務課長。

○税務課長（楠原清照君） 3年に一度、随意契約をしております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） この鑑定といいますか、価値の評価というのもですね、やはり国が定める土地の、例えば芦北町は2箇所あると思いますけれども、それは分かりますけれども、ほか山林とか、いろいろな不便なところとかは、それぞれ違うと

思いますし、宅地においても宅地も住宅地に必要なところと、そうでない、ただ建物を建てるだけの宅地というのは、変化があると思いますけれども、その評価の宅地の段階とかそういうのはどういうふうになっとるんですかね。

○議長（寺本修一君） 楠原税務課長。

○税務課長（楠原清照君） 宅地とか田畑、山林があるわけですけど、宅地の場合をお話しさせていただきます。これは雑種地も含みますけれども、標準地宅地、町内105地点ございます。これの鑑定評価額を基に各個別の各筆評価の補正を形状とかですね、道路に近いとかですね、そういった補正を行いまして、課税評価額を算定し、町長が決定しておるという流れでございます。もう少し詳しく申し上げますと、これはですね、鑑定評価には何種類かあるわけですね。取引事例比較法とかですね、あるいは収益還元法とか、あるいは原価法とかございますが、本町では取引事例比較法、これを適用しております。これは地域特性が類似している近隣3箇所の取引価格から4種類の補正係数を掛け、推定価格を算出。さらに、地域要因格差の比較係数を掛け、それぞれ基準価格を算出した値の中用地としておるわけでございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） プロがやられることですので、それは間違いないというふうに思いますし、そういう中でですね、やはり説明責任といえますか、3年に1回そういうありますけれども、まず1点は役場OBの方が固定資産審査委員会というのがあって、その委員になっておられますね。その方の仕事というのは、多分何か訴訟とかトラブルがあったときに、その委員の方が話し合いをするのが、その委員会ということで何か聞いておりますけれども、今までそういうことはあったんですか。何かトラブルで審査会を開くとか、そういうことは事例はどんなでしたかね。例はなかったんですか。

○議長（寺本修一君） 楠原税務課長。

○税務課長（楠原清照君） 申し訳ございません。ちょっと承知しておりません。開いてないんじゃないかと思うんですけどですね。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 私の記憶では、年に一度あるかないかという実情でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） まあ委員はおられても、ないのが一番いいと思いますけれども、あったときにはですね、そういう中でですね、有識者という形で入っておられると思いますので、やられると思います。

そして、この変更が生じたときには、用語では更正という形で今度見直しが出てきますけれども、これは間違ったときの更正がかけられた、今回の場合も4期の分

が出てきたじゃないですか。変更になった場合は、いつされるんですか。更正をかけられるんですか。どうせ一番最後に更正かけるなら、戻ってくるわけですがけれども、いつの時点で更正をかけられるわけですかね。

○議長（寺本修一君） 楠原税務課長。

○税務課長（楠原清照君） 事案の処理が完了した段階で更正をかけますので、例えば当初、1期から4期のうち1期をお支払い済みであると、その残りの3期分ですね、につきましては例えば減額するとかいうことでの更正になります。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 要するに、精査をしっかりともらってですね、税はやっぱり払うものは払うべきですがけれども、取り過ぎについてはですね、やはり貴重な血税でありますので、住民にやはり説明を完全にして、もう一回見直しといいますか、多く課税されたところの地目変更については、そういうことをするということを約束できますでしょうか、町長。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） きちっと精査をさせたいと思います。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） よろしく願いをしておきます。

次に移ります。これが「暮らしの便利帳」、私もきれいに保管しておりますし、ただ、なぜ私、この質問をしたのかというところでですね、やはり人それぞれによって価値感が違うような感じがするんですよ。私もゼンリンさんが3回ほどお越しいただきました、広告のお願いとですね。OKを出しまして、この自分の広告紙の校正ですね、文字のロゴマーク、こういうのを入れてくださいということで、3回お出でになりましたけれども、そういう中で大変苦労されたようでございますけれども、この62、63ページに協賛企業一覧という形で載っておりまして、概略、計算しましたらですね、140数社がこの広告を出しておるんですね。大口がこの裏とか、この表紙とかでありますけれども、大体計算しますと600万円強、630万円ぐらいになるのかなと。3万6,000円と4万円が主流でございますので、今、収支の報告は受けてないと言われましたけれども、果たして1万部、どれだけで出来たとか、町長、それは予測されなかったんですか。どういうやり取りがあったのかなと、これを出すときにですね。営業でゼンリンさんが来て、こういうのを作られませんか、いいですよ、合併記念にということであったのか、町長が依頼されたのか、定かじゃないと思いますけれども、その点からまず。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 私どもはゼンリンに対しまして、企業の名簿リストは提供して

おりませんし、ゼンリン側がどこどこ回ったのか、まったく承知をしてないところでございまして、それが出て初めて分かったわけですが、あと具体的には担当課長から答弁させたいと思います。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 先ほど申しましたとおり、この収支報告は受けておりません。実際のかかった費用も受けておりませずに、当初ですね、話を持ってこられたのは、この広告収入で不足した場合には、ゼンリン側で何らかの補助なり、それが得られない場合は手出ししてでも作りますということで、町もこれに共同ということで発行させていただいた次第でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 私もこういう質問をする以上はですね、ゼンリンのほうに問い合わせをいたしました。あっさりといういろいろ電話に受け答えを、所長のほうですね、していただきました。そして、663事業所に広告の依頼を、電話帳で依頼をしたと、事業主にですね、したということでございます。また、商工会等は商工会のリストのほうで名簿を上げてもらって出したというお話で、全部経費は自分のところの郵送料とか、物は全部自分のところを出したと。どうですかと聞きましたら、広告料、金額までは私はやっぱり失礼ですから聞きませんでしたが、原価割れですかねとか、あと販価、要するに営業として、販売とすることであれば、もう全然赤字ですと。費用、社員の出張旅費、宿泊代とかがありましたので、赤字ですと。しかし、芦北さんだけですね、この1年に絞らせていただきましたということでございまして、私も町長ですね、広告のお願いがありましたので、実はしたんですよ。はい。要するに公文書に値しますので、私なんか入れても別に全然メリットはないんですけれども、別に反対に何かですね、言われることが落ちなんですから、しかしながらこういうことで合併の事業ということでさせていただいたし、これを見てみますと、やはり町との関わり、入札に参加される方、それはやっぱり快くしておられるようでございます。そういうことで、私も快く寄附したんですけれども、はっきり言って、個人個人調査もしたんですが、うちの社員にも調査したんですが、好意をもって、これは来ましたかと言ったらですね、うちの社員、朝礼で昨日、月曜日ですか、月曜日聞いたんですけれども、芦北町の社員、朝礼参加で15人参加して3名しか知らなかったんですよ、これを。配ってあるのを見ましたかと、はっきり言って。ある団体でもしたらですね、そげんとのあったかいと、何かタウンページなんかと間違ってますね、多分もう粗大ごみに入れてあるのも、私見しましたし、そういう形でですね、やっぱりこれがですね、非常に貴重な、発行側の趣旨としてはですね、非常にいいように感じますけれども、住民はそういう感じな

んですよね。見れば非常にいいかと思えますけれども、だからそこをですね、今後活用くださいとか、またPRもしていただければ、さらに効果は出るんじゃないかなというふうに、また期間、合併10周年の記念事業のときですので、それを望んでおりますし、そういうことと、やっぱりこれは町が合併でするんだから、企業に負担させずに町がやるべきだと、聞きましたし、実はゼンリンの古賀所長もですね、そういうクレームはありましたと。なぜせんばんとかという、出されないというのがあったというのは申し伝えておりますし、しかし今これがですね、はっきり言って、活用する人はする、特に職員の皆さん方はちゃんと、家族がちゃんと電話帳あたりと一緒に防災マップあたりと一緒に保管されとると思えますけれども、そういうのは今後の大きな課題じゃなかろうかなというふうに思います。まあそういうことでですね、ありますけれども、やはり町長、この町長がまずこうして広告をお願いした以上は、広告された方にですね、お礼状は出すべきじゃなかろうかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） いろいろと検討させてください。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） やはりですね、こういう3万6,000円、4万円、15万円、これなんか40万円とか出されておりますので、金額に問わずですね、これは礼儀として、やっぱりされるべきじゃなかろうかなというふうに思いますし、これを見てみますと、なぜされなかったのかなというところもありますし、千成屋さんも名前は載っておりませんので、なぜかなというふうに思えますけれども、多分、事業所としては上がっておったと思いますし、そういうことでですね、そこは必要になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、はい。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 活用につきましてですね、今のお話を聞きますと、利用者が少ないということでございますので、区長会等を通じましてですね、またこの活用をお願いしていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 出してよかったなあという「暮らしの便利帳」であってほしいなと思いますので、最後までやはりですね、広告された方にもそういう意味を込めてですね、出されたらいかがかなというふうに思います。

以上、終わります。

○議長（寺本修一君） 川尻君の質問が終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。11時20分から再開します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 06 分

再開 午前 11 時 18 分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂本君。

○2番（坂本 登君） 皆さん、御苦労様です。日本共産党の坂本登です。議長の許可をいただき、一般質問をいたします。

6月に入り、本格的な梅雨の季節になりました。農家にとっては恵の雨ですが、一方、局地的集中豪雨など、異常気象による被害が全国的に心配されます。町では、これまで早めの避難情報発信など、町長を先頭に職員の皆さまと関係者の防災意識の高さと行動に敬意を申し上げますとともに、人命第一で引き続きよろしく願いいたします。

さて、国はこれまで芦北町の基幹産業である農林水産業を貿易自由化によって展望が見えなくなってきました。その上にTPPでさらに追い打ちをかけようとしています。一方、国は昨年から地方創生により、自分たちで生き残る道を探せと言っているのが現段階だと思います。そこで、私は町民に希望のある地方創生になるように、これまでもまち・ひと・しごと創生法を町民の生活を良くするために、地方版総合戦略の策定に全町民の力を借りることを提案してきました。今回もこの考えを基に質問をいたします。

1つ目の質問に入ります。1、地方版総合戦略の策定についてお聞きします。国は、総合戦略の4つの基本目標を具体化して、まち・ひと・しごと創生法で基本理念として7項目を上げています。地方版総合戦略は、これらを踏まえて策定されるものと考えています。

①地方版総合戦略は、産業関係団体等に出向き、意見交換などを行いながら、総合計画に基づいて策定すると3月議会で答弁されました。その総合戦略策定の過程で、住民が参加し、意見が交換できる場を設けることは考えていませんか。また、策定の進行状況はどうなっていますか、お答えください。

②地方版総合戦略は、町民の声や要求を中心に基本方向を定めるべきだと思います。これまで議会で取り上げられてきた、（1）住宅リフォーム助成、（2）鳥獣被害対策と地域振興、（3）公共交通機関のない地域への交通対策、（4）高齢者・水俣病被害者が多い町として弱者にやさしいまちづくり、（5）I・Uターン者の受け入れ、（6）空き家対策、空き家活用などは創生法の基本理念に合致するものと思います。今回のまち・ひと・しごと創生法による地方版総合戦略にこれらのこと

などを組み入れる考えはありませんか、お答えください。

③結婚、出産、子育てについて、まち・ひと・しごと創生法の基本理念にあるように、人口減対策の決め手は、結婚、出産、育児支援です。芦北町総合計画（第2次）では、「全ては次代を担う子どもたちのために」を基本理念とし、さまざまな分野の充実を目指すことなどが記載されています。町では既に保育料の軽減、第2子、半額、第3子以降、無料、18歳までの医療費の助成などを実施していますが、新たに結婚仲人報奨金、出産祝金制度を設けるとともに、幼稚園から中学校までの給食費、通学費、教材費、入学準備金、修学旅行費などの教育費の保護者負担をなくすことを地方版総合戦略の中に組み入れる考えはありませんか、お答えください。

次の質問に入ります。直売所駐車場舗装工事と直売所の内容についてお聞きします。

①本年度、水産業振興費で予算措置してある直売所駐車場舗装工事の範囲内には、計石小学校跡地の一部が含まれる懸念があります。その中にある卒業生の記念樹や桜の木など、舗装工事の範囲に含まれていますか。なお、含まれている場合は、どのように扱うのかお答えください。

②直売所の事業主体はどこなのかお答えください。

③直売所の運営計画はどういうものなのかお答えください。

④直売所に関係する町民への説明をどうするのかお答えください。

以上で本壇からの質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本登議員の御質問にお答えいたします。

地方版総合戦略策定については、積極的に取り組んでいるところでありますが、これまでの進捗状況等を含め、担当課長から答弁させます。

続きまして、直売所設置等に係る協議につきましては、平成25年度から進めてまいりました。以下、内容につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 御質問の内容につきましては、本日、この本会議後の全員協議会で詳しく説明をすることにしておりますが、質問をいただきましたので、順次お答えをしたいというふうに思います。

質問1の町民が参加し、意見交換をする場の御質問につきましては、芦北町総合戦略を策定するにあたり、各界・各層から選出した総合戦略策定推進会議を設置することにしております。また、幅広い層からの意見を反映させるため、企業経営者の方、子育て中の方、芦北町に移住をしてきた方などに個別面談をし、現状の課題や将来展望、定住促進や就労支援などで行政に望むこと等をヒアリングをしてきた

ところでございます。

次に、策定の進行状況についての御質問ですが、役場全体で取り組むという認識から、役場の課長会を本部会議と位置付けております。6月3日には係長以上の職員に説明会を行ったところであります。産業別ヒアリングにつきましては5月26日から6月9日まで、28の個人、企業などに対して行ったところです。6月23日には第1回目となる芦北町総合戦略策定推進会議を開催する予定としております。7月には就労や進学に関するアンケート調査を町内の方々に行うことにしております。

質問2につきましては、これから策定する総合戦略は国の指針と町の第二次総合計画の考えに沿って、政策5原則を踏まえた計画になるというふうに認識をしています。今後、人口ビジョンの策定や総合戦略策定推進会議、産業別ヒアリング及びアンケート調査等を踏まえ、総合戦略の基本目標に合致する事業を抽出、あるいは拡充・立案しながら組み立てるということにしています。個別の事業については、今後、総合的に検討していくことになると認識をしています。

質問3のそれぞれのあげていただきました個別事業につきましては、先に述べましたとおり、今後、総合的に検討をすることになります。なお、総合戦略に掲げた基本目標達成のため、事業の選択と集中を行う必要があるというふうに理解をしておりますが、財政的な裏付けのない施策は継続もできません。効果も上がりにくいと考えますので、有用性のある事業を総合的・多角的に検討していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（寺本修一君） 藤井農林水産課長。

○農林水産課長（藤井哲郎君） 質問2の駐車場舗装工事と直売所の内容について御答弁させていただきます。

まず、1点目でございますけれども、卒業記念樹、桜の木に限らず、その他詳細に現状を把握するための測量を実施いたします。なお、記念樹等含まれることになった場合は、所管する関係機関等の協議を実施させていただきます。

2点目でございます。直売所の事業主体は町でございます。

3点目、運営計画については、現在検討中でございます。

4点目、関係する町民の方々には、適宜説明させていただく機会を設定したいと考えております。

以上です。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 積極的に取り組んでいるということで、各企業や移られてきた

人などからも意見を聞くというような答弁を受けました。

そこでお聞きをします。前回、議会で第一線で活動されている方々からどのような課題があって、どのような事業を必要とされているのか、率直な意見をお聞きたい。現場の声を重要視することが必要であると企画財政課長が答弁しています。ここで担当課長にお聞きします。産業団体等、関係者の意見とは別に、第一線で活躍されている方々から、実際この間に率直な意見をどのような形で聞いたのか、またどのような重要視する現場の声が出されたのか、具体的にお答えください。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 先ほど申し上げましたとおり、産業別ヒアリングというものを実施をいたしました。町内の個人、企業などの代表者28名から聴取を終えております。内訳は、農業者4名、林業関係3名、漁業1名、商業2名、製造業5名、建設業2名、観光3名、飲食業2名、教育1、福祉4名というような内訳になるかと思えます。この中には移住して来られている方も含まれております。そのほか総合戦略策定推進会議は17名で構成することにしておりまして、うち女性を3名、町外の方を5名招へいをするという計画であります。

そして、ヒアリングの具体的内容等につきましたの質問であります、これも先ほど申し上げましたとおり、これらをこれから分析をして報告をするということにしておりますので、分析がまだ終わっていないということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 第一線で活動されている方々からの声も聞いたということで、産業団体とは別にですね、そういう方々からもこれから分析をしていくという答弁だったと思えます。

もう一つお聞きいたします。前回、一般会計補正予算の説明で、企画費1,000万円は芦北町総合戦略策定に伴い、経済動向調査に関わる業務委託料でございますと説明をされました。担当課長にお聞きします。1,000万円の委託料の経済動向調査は、具体的にどのような調査内容ですか。また、芦北町の人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定そのものも1,000万円の委託料に含まれるのかお答えください。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 委託契約も済んでおりまして、その委託者と担当職員がそのヒアリング等には出向いて調査をしているということでありまして、先ほど申されたことについては、全てのその委託費の中に含まれているというふうに御理解いただければと思えます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 確認させてください。この人口ビジョン総合戦略策定そのものにも、この委託料の中に含まれているということですか。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 策定はあくまでも町でありますので、その策定の支援をしていただくということでございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 1の3回目の質問をいたします。

国の内閣府地方創生推進室は、地方版総合戦略策定のための手引きの中で、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加をはじめ、産官学金労現など、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要でとされています。つまり、幅広い年齢層からなる住民をはじめ産業界、市町村や国の関係行政機関、学者、研究者、教育機関、金融機関、労働団体、メディアなどの声を聞き、策定するということだと思います。また、コンサルティングに任せても差し支えないが、幅広い年齢層からなる住民をはじめ、産官学金労現が参加した上で、町自らが行うようにお願いしますとされています。つまり、国は今回の地方版総合戦略の作成にあたっては、もっと広く、特に住民の声を反映させなさいと言っています。

ここで町長にお聞きします。私はこれまでも全住民の力を借りることを提案してまいりました。まち・ひと・しごと創生法を効果的・効率的に推進していくには、地方版総合戦略は幅広い年齢層からなる住民をはじめ、産官学金労現等で構成する推進組織で広く関係者の意見を反映されるようにすることが重要。なお、地方版総合戦略の策定にあたっては、地域金融機関等の私見を積極的に活用することも有効ですと国は言っているが、どのように受け止めていますか。

また、町は住民の声を重要視すると言っていますが、先ほど課長答弁では、今から分析するということでしたが、住民の声を総合戦略にどのように反映させるおつもりですか、お聞かせください。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 先ほどから何遍も申し上げておりますように、産官学金労現の代表者が策定推進会議の17名であります。そして、産業別のヒアリングといいます28の方々もそういう代表者の方々をヒアリングをしているというふうに御理解いただきたいと思います。ですから、国の指針に基づいて仕事を進めているということで御理解をいただければと思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） ②の再質問を行います。

地方版総合戦略の策定は、まち・ひと・しごと創生法の基本理念が7項目あります。要約すると、1、生活環境の整備、2、住民サービスの提供、3、結婚・出産・子育て支援、4、仕事と生活の環境整備、5、新しい仕事をつくり、今、町にある事業で雇用を生み出すなどが上げられています。これまで住民の声を基に提案してきた住宅リフォーム助成制度、鳥獣被害対策と地域振興、公共交通のない地域への交通対策、高齢者・水俣病被害者が多い町として弱者にやさしいまちづくり、I・Uターンの受け入れ、空き家対策・空き家活用などは、先ほども言いましたが、基本理念に全て合致すると思います。

今年の1月27日、石破茂地方創生担当大臣名の地方創生の推進についての中にも、子育て支援や住宅リフォーム、地方移住の推進、総合支援などが具体的に上げられています。今申しあげました政策提案については、これまで住民の声を基に議会で提案してきましたので、今回はその中の鳥獣被害対策と地域振興について、野生鳥獣を活用して地域おこしができないか、引き続き住民の声を聞いてきましたので御紹介をいたします。お聞きください。

前回の3月議会答弁で、鹿とイノシシによる被害額の大きさと、全町にわたって出没し被害が出ていることに、山間地域の住民は「今真剣に考えれば大事になるばい。」と言われ、「そがんいっぱいおっとだけん、鹿やイノシシなどで新しい事業ばすっとよかったい。この前テレビでやりよっとば観たばってん、センサーで管理して餌付けをしながら20頭から30頭を一遍に捕獲する大型囲い込み罟猟を町も各地区集落ごとに何箇所か設置して、近隣市町村と連携して必要な頭数を確保し、山間地区の小学校跡地に野生鳥獣専門加工所を造って、猟友会、森林組合、農協、商工会、地元住民などと協力して、ジビエ料理の普及、剥製や革製品、肉の加工品の販売、全国ネット販売など、山間地域の新しい地域おこしになっとばってんね。」と話してくれました。また、東京林業研究会でのジビエ料理普及に取り組む講演の中で、国として地域資源を生かす取り組みが必要だ、野生鳥獣による被害の実態や、その対策として捕獲、活用が有効であることを知り、身近な貢献として野生鳥獣を消費していくことも大事だと強調しました。

ここで町長にお聞きします。今度は町長にお答えいただきたいと思います。この住民の野生鳥獣を活用した地域おこしの声は、まち・ひと・しごと創生法の基本理念の5つ目にある地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ることという基本理念そのものの新しい事業ではないでしょうか。検討して、町の総合戦略の中に取り組む考えはありませんか、お答えください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） まあジビエについてはですね、私も関心をもっております。全国いろんなところが取り組んでおります。成功例は少ないですね。最近、鹿肉、イノシシ肉、食べたことはありますか。毎日食べていますか。なかなか大変なんです。ですからですね、住民のその消費志向にどう合わせていくかというのは至難の業ですね。ヨーロッパみたいに生活習慣の中にそれがですね、ある程度織り込まれておるとは、やはり政策としては打ち出しやすいんですが、そんなのもずっと見てみましたがけれどもですね、かなり資本投下の割には効果を出してないというのがあります。具体的なことをいろいろ言われましたけれども、そんなのも含めましてですね、含めまして今度から推進会議等に諮っていこうということです。

それと、住民の一人一人からですね、聞き取りなんか、とてもそれはできることじゃございません。毎年、町では二千人アンケートをとっております、この2,000人のアンケートのサンプル数はですね、かなり多いんです。例えばNHKなんかは、全国1,000人に聞いて、世の中の動向をですね、報道していますけれども、我々は2万切っているこの人口の中でですね、実に2,000人にアンケート調査を実施して政策に反映しております。これまでの手法も活用しながら、今度、この地方版の戦略会議に反映してまいりたいというふうに思っております。

答弁ですね、具体的な内容になりますと、課長がしっかり研究しておりますので、お聞きいただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 町長が申されましたとおりですね、そして私も先ほどから申し上げましたとおり、具体的な事業につきましては、今後、総合的に検討していくというふうに繰り返して申し上げます。その前段として、策定推進会議でありますとか、産業別ヒアリングでありますとか、アンケート調査の結果等を活かしながらということを申し上げますが、そのようなことで個別的なことについて、今の段階でどう論評することはできないということを御理解いただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） ③に入ります。創生法の基本理念の3つ目に、結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産または育児について、希望のもつことができる社会が形成されるよう、環境の整備を図ることとあります。子育て世帯の経済的負担を軽減してほしいという切実な町民の声があります。教育費の保護者負担をなくす、結婚、出産、子育て支援は、創生法の基本理念に合致し、切れ目のない結婚、出産、子育て支援になり、人口減対策、少子化対策にもなります。

3月の議会の答弁で、町長は、蛇足ながらとした上で、地方創生の制度は厳しい審査で、これは駄目、あれは駄目と跳ねられ、難しい面があると答弁されました。しかし、町が作る総合戦略は、国からの交付金をもらうために作るものではありません。町の総合戦略は人口減対策や子育て支援、仕事おこしなど、町民が直面している課題にどう取り組むかにするべきだと思います。これらのことに真剣に取り組む、やる気のある自治体を支援すると国は言っています。

繰り返しますが、新交付金をもらうためだけに、町の総合戦略を作るのではないと思います。総合戦略に入れる新しい事業や政策は、計画的に実施するために、必要な事項や町の人口ビジョンを策定し、数値目標などを設定する苦労があります。役場の各担当課は、それぞれ固有の仕事を持っておられ、忙しくされていることは十分承知をしております。総合戦略を作る作業は、職員皆さまにとって大変な仕事になると思いますが、町民全体のため、御尽力いただきたいと思います。

今回の地方創生では、やる気のあるところは、町の負担無しに交付金で事業ができるとされています。私がこれまで取り上げてきた提案はほんの一部です。ここで町長にお聞きします。町の人口減対策、子育て支援、地域おこしなど、現在行っている制度を含め、考えられる全ての新しい事業や制度を、町の総合戦略に入れておくべきだと思います。石破茂地方創生担当大臣は、町民の希望の実現に全力を注ぐことが重要と地方創生の推進についての中で言っております。町の真剣な取り組みとやる気を示しておくことが重要だと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 先ほど来から申し上げておりますが、まず戦略会議をですね、推進会議のまな板にいろんな提案とか、そのアイデアを乗せていくわけです。そして、先ほど企画課長も述べましたようにですね、その中から事業を選択していきます。あるいは集中させていきます。そしてまた、財政的裏付けの取れない部分についてはですね、これは実施できないのでありまして、絵に描いた餅になってしまいます。そういう実効性のあるものをどうしていくか、ですからこれは短期・中期・長期、そしてまた重要性とかですね、いろいろな要素があるわけございまして、この冒頭に答弁してございますのでですね、もう重ねて言う必要はないのでありますけれども、そういうことを御理解をですね、いただいております。と思います。

それと、その戦略をですね、策定した以上は、やはり交付金を取らないとですね、交付金を取るためにいろんな作業をしているわけですから、ですからそれはですね、やはり交付金を取るために、やはり同率においてこれは取り組んでいかなければいけないと思っておりますので、御理解をお願いいたします。同じ質問は、もう後は

ないと思いますので。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） やる気が伺えますので、大丈夫だと思います。

先月、5月21日、熊本県庁の企画課、森山哲也様、市町村課、岸本佳代様の地方版総合戦略についての説明によると、総合戦略の策定について説明会はあるのかとお聞きしたところ、説明会はないということでした。次に、いつまでに提出するのかと尋ねたところ、作っておけばよいもので、提出の必要はないと言われました。さらに、国が県がいつ頃審査するのかとお聞きしたところ、審査はしないと言われました。町独自に作る場合の留意点を尋ねたところ、数値目標化し、結果を求められるので、アンケートや聞き取り調査、これまでのデータなどを活用し、総合戦略の目的に叶ったものを作るべきであろう。国からの交付金は6月を目途に具体化されるだろう。これまでの国の交付金や補助金と違い、条件は付いてないようです。新たな交付金を受ける際には、地方版総合戦略の中に入っているかどうかが問われると件の説明を受けました。ということは、新たな交付金を受ける際には、町の人口減対策、子育て支援、地域おこしなど、具体策を総合戦略に入れておく必要があるということだと思います。新交付金と配分方法は政府で検討中のようです。現在分かっていることは、石破茂創生担当大臣が言っている町民の希望の実現に全力を注ぐことが重要と言われるように、町が町民の希望を実現するために、真剣に総合戦略策定に取り組み、やる気を示すことであると申し上げて、次の質問に入ります。

2の直売所駐車場舗装工事と直売所の内容について、再質問をいたします。記念樹、桜の木は協議をする、事業主体は町、町民への説明は随時やっていくという答弁でした。住民の声を計石小学校跡地の卒業生の記念樹や桜の木に対する思いと、防災林として果たしてきた役割を地元住民の方から聞いてきましたので御紹介します。まずは、「卒業生の記念樹は卒業生にとって、盆正月や同窓会などで計石に帰ってきたとき、必ず話題になる大切な思い出の記念樹です。桜の木にしても、毎年、花見の会場であり、景観もよく、グラウンドゴルフを楽しむ方々と地域住民にとって憩いの桜でもあります。」そして、一番強調されたのは、「この場所は海からの強風が半端じゃなく、強く恐ろしいので、これまで防風林として計石小学校の子どもたちを強風から守ってきたし、現在では台風や大雨強風波浪警報のときなど、避難所として避難したときに、暴風林として果たす役割がとても大きく、安心感がある。」と切実に訴えられました。

ここで町長にお聞きします。景観もよい卒業生の大切な思い出の記念樹、地元の方々の花見や憩いの場所の桜、この記念樹や桜の木は、台風や大雨強風波浪警報時、避難所の暴風林として果たす役割は大きいし、防災上の安全を考え、絶対に残して

ほしいという声とともに、直売所駐車場の場所は計石温泉センター西隣の私有地がやばくらになっていて、野生動物もいて危険なので、土地所有者と交渉し、この場所をきれいに整地して駐車場にできれば一番いいと要求されました。計石地区住民の切実な声を重視し、十分話し合い、検討していただき、地元住民合意のもとで直売所駐車場舗装工事を進めていただきたいと思います。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 当然のことです。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 当然のこととお答えいただきました。

②の直売所についても、答えは予想はできますが、駐車場と同じように、関係する住民と十分に話し合い、直売所事業運営計画を住民が納得する形に作り上げていただきたいが、町長、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 藤井農林水産課長。

○農林水産課長（藤井哲郎君） 坂本議員がおっしゃっている駐車場について、簡単に御説明いたしますと、この駐車場の舗装計画につきましては、直売所専用の駐車場とは考えていません。今あります温泉センターとか、あるいは漁協の朝市に来られる方のことも考えたところでの直売所と、今のところ、計画いたしております。

記念樹につきましてもですね、先ほど町長が答弁されましたけれども、私も同感でございます。

以上です。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 本当、記念樹、桜の木、やっぱり安全面を、防災の面を考えましても、必ず残してほしいと再度申し上げておきます。

最後に、共同通信が実施した地方創生をテーマとする自治体首長アンケート結果について、石破茂地方創生大臣が答えたことの一部を紹介します。権限も財源もなるべく地方にという流れは変わらないとした上で、国としてできる限りのことはやるが、人を引きつけるだけの魅力を持つかは、その地域の努力にかかっていると述べ、地方版総合戦略の内容に応じて、支援に差を付ける考えを強調しました。要するに、総合戦略の内容に町民の希望を実現するために真剣に取り組み、やる気の自治体は支援する。コンサル任せで内容に努力が見えない自治体は駄目だということを石破茂地方創生大臣は言っていると思います。全町民の力を借り、町と議会が一体となって町民の希望を実現させるために、これからも提案していきたいと思います。

これで私の今回の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 坂本君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（寺本修一君） 本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労様でした。

この後、午後 1 時から全員協議会を開催しますので、議員の皆さん方は議員控え室にお集まりください。

—————○—————

散会 午前 11 時 55 分

平成 27 年第 2 回芦北町議会定例会議事日程（第 2 号）

平成 27 年 6 月 19 日

午前 10 時 開 議
於 議 場

1 議事日程

- 第 1 請願第 1 号 平和安全保障法制関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう国に意見書提出を求める請願について
- 第 2 陳情第 1 号 ファーマーズマーケット「でこぼん」を道の駅に登録申請することについての陳情について
- 第 3 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
芦北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 報告第 1 号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第 2 号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について
- 第 8 報告第 3 号 有限会社御立岬の経営状況の報告について
- 第 9 議案第 45 号 平成 27 年度芦北町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 10 議案第 46 号 平成 27 年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 11 議案第 47 号 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議案第 48 号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- (一括議題＝第 13 から第 14 まで)
- 第 13 議案第 49 号 あらたに生じた土地の確認について
- 第 14 議案第 50 号 字の区域変更について
- 第 15 議案第 51 号 工事請負契約の締結について

- 第16 同意第 1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
 第17 同意第 2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
 第18 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 第19 発議第 2号 芦北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

第20 議員派遣の件

(一括議題＝第21から第24まで)

- 第21 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出
 第22 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出
 第23 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出
 第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

(2号の追加1)

- 第 1 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査の申出
 (閉 会)

2 出席議員 (16人)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 荒 川 知 章 君 | 2番 坂 本 登 君 |
| 3番 宮 内 道 則 君 | 4番 寺 本 順 一 君 |
| 5番 古 村 逸 男 君 | 6番 白 坂 康 浩 君 |
| 7番 草 野 安 道 君 | 8番 前 田 徹 一 君 |
| 9番 元 山 秀 志 君 | 10番 宮 尾 秀 行 君 |
| 11番 平 松 洋 一 君 | 12番 川 尻 成 美 君 |
| 13番 藤 井 公 明 君 | 14番 岡 部 恵美子 君 |
| 15番 水 口 宣 之 君 | 16番 寺 本 修 一 君 |

3 欠席議員 (0人)

4 説明のため出席した者の職氏名 (18人)

- | | |
|-------------------|------------------|
| 町 長 竹 崎 一 成 君 | 副 町 長 藤 崎 正 司 君 |
| 教育委員長 澁 谷 百 鍊 君 | 教 育 長 竹 浦 裕 道 君 |
| 総 務 課 長 山 元 信 作 君 | 企画財政課長 柳 田 豊 彦 君 |
| 税 務 課 長 楠 原 清 照 君 | 住民生活課長 一 丸 喜八郎 君 |
| 福 祉 課 長 宮 下 祐 一 君 | 農林水産課長 藤 井 哲 郎 君 |
| 商工観光課長 園 川 民 夫 君 | 建 設 課 長 下 田 研 君 |

上下水道課長	坂 道 征 一 君	会計管理者兼 会計室長	井手口 浩 二 君
田浦基幹支所長	溝 下 博 行 君	教 育 課 長	大 塚 雄 二 君
生涯学習課長	江 上 繁 君	農業委員会 事務局 長	告 畑 一 彦 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	岩 間 睦 生 君	次長(課長補佐)	福 田 貴 司 君
--------	-----------	----------	-----------

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

1 熊本県町村議会正副議長研修会

- (1) 目 的 今後の政局・政治展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 熊本県市町村自治会館 講堂
- (3) 内 容 講演
演題 「農林水産業の六次産業化・農山漁村の活性化」(仮)
講師 地域活性化プランナー・プロデューサー 後久 博 氏
- (4) 期 間 平成27年8月4日(火)
- (5) 派遣議員 水口副議長

2 熊本県町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会

- (1) 目 的 政局展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 グランメッセ熊本 コンベンションホール
- (3) 内 容 講演
演題 「人口減少問題・地方創生」(仮)
講師 首都大学東京 准教授 山下祐介 氏
- (4) 期 間 平成27年8月25日(火)
- (5) 派遣議員 各常任委員長及び議会運営委員長

平成27年6月19日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

第1 請願第1号 平和安全保障法制関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう国に意見書提出を求める請願について

○議長（寺本修一君） 日程第1、請願第1号「平和安全保障法制関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう国に意見書提出を求める請願について」を議題とします。

それでは、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長報告を求めます。

草野総務常任委員長。

○総務常任委員長（草野安道君） おはようございます。

総務常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当委員会に審査を付託されました請願第1号、平和安全保障法制関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう国に意見書提出を求める請願につきましては、同日の定例会終了後、紹介議員の坂本議員から趣旨等の説明を受け、その後、①願意が妥当であるか、②実現の可能性があるか、③町の権限、議会の権限に属する事項であるか等の判断基準により審査を行いました。

この請願は、平和安全保障法関連法案の徹底審議を求めるとともに、国民への十分な説明がなく、広くその合意が得られない場合は成立させないよう国に対し意見書の提出を求めるものです。

審査の中では、委員会から、現在、国会において憲法審査会や安全保障関連法案の審議をする特別委員会で、かなり集中した審議が行われており、テレビや新聞等でも日々報道されているので、国民も高い関心を持って、その動向を見ているところではないか。

また、今国会の会期末まで関連法が成立する見込みは厳しい状況であり、会期を延長し、論議を深める旨の報道もあっており、国民が納得できるよう審議されるものと考えられる。

このため、町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるかどうかなどを総合的に考慮すれば、意見書を提出しなくとも、国は十分な説明と議論を尽くした上で対応するのではないかという旨の意見があり、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

以上で、請願第1号審査結果の報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。坂本君。

○2番（坂本 登君） 請願第1号、総務常任委員長報告、原案不採択に対し反対討論をいたします。

請願の平和安全関連法案は、日本が軍事攻撃をされていないのに、アメリカ軍などを支援できる法案です。数多くの憲法学者や法律家、日本弁護士連合会などから批判の声が相次いでいます。

6月4日開かれた衆議院の憲法審査会で、与党の推薦した参考人を含む3人の憲法学者が揃って安保関連法案は憲法違反と指摘しました。

さらに、国会の審議の中で、この法案は日本に対する武力行使がないもとで、海外での戦闘地域まで行って後方支援をすることを可能にし、しかもこれまで非戦闘地域でしかできないという歯止めを廃止する、そして戦闘現場でなければこれまで政府が戦闘地域と呼んでいたところまで行って活動する、そうすれば自衛隊が攻撃される可能性があること、攻撃されたら武器の使用をすること、全て政府が認めています。これは戦闘になるということです。まさに自衛隊のやる後方支援というのは、戦闘になるということがはっきりしてきました。

そして、政府のいう後方支援、国際的に兵站というのは戦闘現場での戦闘行為と一体不可分のものです。だから、軍事攻撃の目標にされる、これは世界の常識であり、軍事の常識です。武力の行使と一体でない後方支援など、世界ではおよそ通用するものではありません。

先週末に発表された時事通信の調査でも、安保関連法案について廃案と、今国会にこだわらず慎重に審議を合わせ8割以上あり、国民の合意は得られていません。もっと具体的に分かりやすく説明するべきです。これができないなら、国民の納得していない法案を強行すべきではありません。

議員各位に申し上げます。今回の請願は、自分の子ども、孫あるいは身内のこととして考えていただきたい。また、町民の中に自衛隊員の方や御家族の方もいらっしゃる。政府が安全な場所での後方支援といっている武器、弾薬、燃料、食糧などを輸送や補給する任務は、戦闘現場での戦闘行為と一体で、国際的には兵站といわれ、例え安全な場所であっても、その場所は軍事攻撃の格好の目標にされま

す。

物資の輸送や補給を絶てば前線部隊は全滅する、これが世界の常識であり軍事の常識です。攻撃されれば、必ず戦闘になり、自衛隊員に犠牲者が出ます。現在の自衛隊は志願制ですから、志願する若者が減り、除隊する権利もなくなり、いずれは徴兵制に道を開く恐れがあります。そうなれば、基本的人権も地方自治も危うくなります。日本が再び戦争できる道への蛇口は決して開けてはなりません。

平和安全関連法といいますますが、中身は海外で戦争する戦争法案です。戦争を実際に体験された方からしたら、政府の言っていることは、平和安全の言葉を使い、国民を欺く詭弁中の詭弁だということです。

戦後の日本は、日本国憲法第9条に戦争の放棄を明記し、一人の戦死者も出さず、平和国家として70年間歩んできました。請願の原案採択は、多くの町民の声です。採択していただきますよう、よろしくお願いします。

以上で討論を終わります。

○議長（寺本修一君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。荒川君。

○1番（荒川知章君） 総務委員長の報告について、賛成の意見を申し上げます。

この件については、現在国会において集中審議が行われており、国民が納得できる審議が行われると考えます。

また、町村の権限、議会の権限事項であるか、総合的に考慮すれば、意見書を提出しなくても国は十分な説明と議論を尽くした上で対応すると考えます。

よって、総務委員長の報告に対し賛成します。

○議長（寺本修一君） これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議がありますので、起立によって採決します。

請願第1号は、委員長報告のとおり不採択にすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本修一君） 起立多数です。したがって、請願第1号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

—————○—————

第2 陳情第1号 ファーマーズマーケット「でこぽん」を道の駅に登録申請することについて

○議長（寺本修一君） 日程第2、陳情第1号「ファーマーズマーケット「でこぼん」を道の駅に登録申請することについて」の陳情についてを議題とします。

それでは、建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長報告を求めます。元山建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（元山秀志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設経済常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当委員会に審査を付託されました陳情第1号、ファーマーズマーケット「でこぼん」を道の駅に登録申請することについては、同日の定例会終了後、商工観光課長及び農林水産課長から、道の駅登録申請等について説明を受け、その後、願意が妥当であるか、実現の可能性があるか、町の権限、議会の権限に属する事項であるかなどの判断基準により審査を行いました。

この陳情の趣旨は、来年春の南九州西回り自動車道津奈木インターチェンジの開通により、ファーマーズマーケット「でこぼん」への入り込み客の減少等が危惧されることから、道の駅として登録を受け、町の情報発信を行うとともに、安定した経営を図りたいというものです。

また、道の駅への登録申請は、地方自治体が行うこととなっていることから、本町へも同様に陳情書が提出されております。

現在、ファーマーズマーケット「でこぼん」は、JAあしきたの経営であります。が、本町の特産品などを幅広く販売しており、地産地消の重要な拠点となっております。

なお、道の駅登録申請に関する町執行部からの説明では、施設の改修をはじめ、登録後の運営に係る協議会の設置等について、JAあしきたと協議を開始したばかりであるとのことでした。

委員からは、趣旨を理解し、できる限り協力すべきであるが、今後の協議内容の進展を見据えた上で判断したほうがよいのではないかと意見があり、採決の結果、全会一致で継続審査とすべきものと決しました。

以上で、陳情第1号の審査結果の報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。

お諮りします。委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第3、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） おはようございます。

承認第1号、芦北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、平成27年4月1日付けで実施する機構改革に伴い、条例の一部を改正するもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

今回の改正は、町長の事務部局の職員定数229人を206人、教育委員会事務局の職員定数27人を30人に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、承認するこ

とに決定しました。

-----○-----

第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第4、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。楠原税務課長。

○税務課長（楠原清照君） おはようございます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

芦北町税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本改正条例は、第1条及び第2条並びに附則から構成されております。

第1条が、2ページから7ページ3行目まででございまして、平成17年芦北町条例第55号、芦北町税条例の一部改正についての条文となっております。

第2条が、7ページ4行目から8ページ4行目まででございまして、平成26年芦北町条例第18号、芦北町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についての条文となっております。

附則が、8ページ5行目から最後の16ページまででございまして。

内容は、第1条が、1、ふるさと納税制度ワンストップ特例規定の追加、2、マイナンバー制度の個人番号・法人番号の記載が必要な申請書等の様式の変更、3、個人町民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税の減免申請期限の延長、4、軽自動車税、グリーン化特例規定の追加、5、たばこ税旧3級品特例税率の段階的廃止に関するものでございます。

第2条は、主に軽自動車税、二輪車税率引き上げ時期の延期に関するものです。

以上の改正内容の中で、主なものを御説明します。

まず、ふるさと納税制度ワンストップ特例規定の追加について御説明します。改正箇所は4ページから5ページの附則第9条及び第9条の2でございまして。これは、これまでは寄附による税控除を受けるには確定申告をする必要がありましたが、今回の改正では特例として通常確定申告が不要な給与所得者等については、所得税分も含めた税額控除を翌年度の住民税で処理できるよう、手続きの簡素化が図られたものです。本年4月1日以降の寄附から適用されます。

次に、軽自動車税グリーン化特例規定の追加について御説明します。改正箇所は5ページから6ページの附則第16条でございまして。これは排出ガス性能及び燃費

性能の優れた環境負荷の小さい軽四輪車等について税率を軽減する特例措置でございます。

6 ページを御覧ください。表が 3 つございますが、例えばそれぞれの表の 3 行目は、自家用軽自動車税の欄でございまして、通常の税額は 1 万 8 0 0 円でございますが、環境性能に応じてそれぞれ 2, 7 0 0 円、5, 4 0 0 円、8, 1 0 0 円とし、概ね 7 5 %、5 0 %、2 5 % の 3 段階で軽減を行うものです。なお、この制度は平成 2 7 年度新車取得、平成 2 8 年度課税についてのみ適用されます。

次に、軽自動車税、二輪車税率引き上げ時期の延期について御説明します。改正箇所は 7 ページから 8 ページの附則第 1 条、附則第 4 条でございます。これは平成 2 7 年度引き上げ予定を平成 2 8 年度へ、1 年間延期するものです。

最後に、たばこ税旧 3 級品特例税率の段階的廃止について御説明します。改正箇所は 6 ページ下段の附則第 1 6 条の 2 の削除部分、並びに 1 0 ページから最後の 1 6 ページまでの改正条例附則第 6 条の部分でございます。6 ページが特例の廃止、1 0 ページ以降が特例廃止に伴う税率の段階的引き上げを規定しているものです。これは現在、エコー、わかば等の旧 3 級品、6 銘柄の町たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本当たり 2, 4 9 5 円、2 0 本当たり 4 9. 9 円ですが、今回この特例を廃止し、平成 2 8 年度から平成 3 1 年度までの 4 年間で段階的に税率を引き上げ、一般品の税率 1, 0 0 0 本当たり 5, 2 6 2 円、2 0 本当たり 1 0 5. 2 4 円とするものです。

附則としまして、施行期日、経過措置及び納期の特例を規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 2 号は、承認することに決定しました。

-----○-----

第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第5、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。楠原税務課長。

○税務課長（楠原清照君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

今回の改正は、主に被保険者世帯課税限度額の引き上げと軽減措置の拡充に関するものです。

まず、課税限度額の引き上げについては、基礎課税額、現行51万円を1万円引き上げて52万円に、後期高齢者支援金等課税額、現行16万円を1万円引き上げて17万円に、介護納付金課税額、現行14万円を2万円引き上げて16万円にするものです。この改正により、全体の限度額は現行81万円から85万円、月平均では約7万円になります。

次に、軽減措置の拡充については、低所得者対策として5割軽減と2割軽減の改正を行っています。まず5割軽減では、軽減判定所得の算定を現行では24万5,000円に被保険者数を乗じた額に33万円を加えた額を基準額としていましたが、その24万5,000円を26万円に改正しております。また、2割軽減については、45万円に被保険者数を乗じた額に33万円を加えた額を基準額としていましたが、その45万円を47万円に改正しております。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行となります。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、承認することとに決定しました。

—————○—————

第6 報告第1号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について

○議長（寺本修一君） 日程第6、報告第1号「一般会計の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案の報告を求めます。柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） おはようございます。

それでは、報告第1号、一般会計の繰越明許費繰越計算書について御説明をいたします。

平成26年度芦北町一般会計補正予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告をいたします。

次のページの表で御説明をしたいと思います。

これらの繰越事業につきましては、昨年の12月議会における第6号補正予算及び3月議会の第7号、第8号の補正予算の中で、それぞれ繰越明許費と定め、議会の承認を得たものであります。

款2総務費の総合戦略策定事業から、款7土木費の町道局部改良事業までの14件、合計4億1,791万9,372円を翌年度へ繰り越しをいたしております。

繰越件数が14件と多くなりましたのは、先の3月議会でも御説明しましたとおり、国の経済対策として地域消費喚起生活支援型交付金や地方創生先行型交付金を活用した事業7件を追加したことによるものであります。

財源の内訳は、国県支出金2億1,984万8,000円、地方債9,990万円、その他は町有林の立木代金になります3,361万7,000円、一般財源が9,455万4,372円でございます。

主な繰越理由は、国と県との協議の関係で、適正工期が確保できないもの、3月の経済対策などによって予算化をしたため、繰り越し前提となった事業となったことなどがその繰り越しの大きな理由であります。

以上で報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 説明のとおりでありますけれども、この一般財源が全部一般財源で組まれた事業が2本ほどありますが、芦北町の木造住宅については、当初予

算が1,800万円でありまして、この当初予算の中がこうして1,110万円ほど繰り越されておりますよね。3月2日に繰り越しをしたんですけれども、その間の動きが全然ないものですから、要するにこの繰り越しがいつぐらいまで終わるのかですね、繰り越したのが、初年度、本年度が1,500万円組んでありますので、国の経済対策とかいろいろでするのはもう明確に分かりますけれども、一般財源で、当初予算で組んだ分がこうして繰り越されておりますので、補正も組んでおりませんので、その点がちょっと今回は聞かんといかんなと思ひましてお尋ねいたします。

○議長（寺本修一君） 藤井農林水産課長。

○農連水産課長（藤井哲郎君） おはようございます。お答えいたします。

平成26年度、今、議員さんからおっしゃるとおり、1,800万円の予算を計上いたしております。新築が16件、増築4件という計画で予算を立てております。実質ですね、今現在のところでございますけれども、実績が新築12件、増築1件ということであります。年度内に完了ができなかった6件の件数をですね、繰り越しさせていただいております。6件につきましてはですね、本年の3月の23日までに交付決定を全て終了いたしております。今月中に全て実績報告が上がってきますので、来月中には事業完了予定でございます。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これで、報告第1号を終わります。

-----○-----

第7 報告第2号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について

○議長（寺本修一君） 日程第7、報告第2号「有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について」を議題とします。

本案の報告を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 報告第2号、有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものでございます。

まず、平成26年度の営業報告について申し上げます。資料3ページを御覧ください。

事業として、県立芦北青少年の家の一部受託業務と、芦北海浜総合公園管理運営の一部業務が行われております。

利用状況は、県立芦北青少年の家が、489団体、延べ6万8,473人で、前

年度より 8 6 9 人減少しております。これは指定管理者による安全面や利用者の満足度を考慮し、受入可能数に制限があるためであります。

一方、芦北海浜総合公園につきましては、入場者数が延べ 3 万 1, 6 7 5 人で、ゴールデンウィーク時の雨などによりまして、前年度より 4 2 1 人減少しております。また、夏休み期間中などには、展望レストランでの営業、かき氷販売などが実施されております。

平成 2 6 年度の事業実績は、総収入 1 億 4 7 2 万 6, 0 3 5 円、当期末処分利益は 1 8 3 万 6, 4 3 4 円となっております。

なお、6 ページの損益計算書に記載のとおり、当期純損益は 6 8 万 2, 1 5 9 円となっております。

そのほか貸借対照表が 4 ページから、損益計算書が 6 ページ、7 ページからは販売費及び一般管理費の計算内訳など、9 ページに利益処理がございますので御覧いただければと存じます。

最後に、平成 2 7 年度の事業計画について申し上げます。資料 1 0 ページからです。

県立芦北青少年の家の施設管理業務委託につきましては、平成 2 4 年度から 5 年間の県との長期継続契約になっており、あしきたマリンサービスもひとつづくりくまもとネット・三勢共同体と 4 年目の契約締結がなされております。

利用者数は、近年の少子化などの社会情勢や平成 2 6 年度の決算状況を踏まえまして、6 万 2, 0 0 0 人と見込まれております。

また、芦北海浜総合公園におきましても、利用者の増加を図るためのサービスの向上に努めるとしてあります。

1 2 ページから収支計画書を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○1 2 番（川尻成美君） それでは、3 点お尋ねいたしますが、もう 2 7 年度で 1 8 期という形になるわけでございますけれども、受託事業が相当な伸びにすれば、相当なものになっているようでございますけれども、2 1 年度からですかね、ひとつづくりくまもとネットワーク・三勢共同体が一般競争で受けたやつを、町がまたその下でやるという形の仕組みに今なっております。そして、4 年目に今度なるということで、5 年、また 1 年ずつこう契約されているんですけれども、当初、直接県と契約されたときは、県からの受託事業が 1, 8 2 4 万円でありました。このいわゆる

その下になったときには1,218万円という形になっております。要するに、ひとづくりネットワークさんが落札して、あしきたマリンサービスでやるわけですので、何らかの形の経費を引かれると思いますが、これはどのくらいの差があるのかなというふうにも思っておりますが、それは分からないのかなというふうに思います。

また、今後、海浜公園の労務費のほうを受託がほとんどとなっておりますので、こういう形でやられると思いますけれども、一般競争入札で今度されるときには、やるつもりなのかちょっとお尋ねしたいと思いますけれども。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 最初、御質問がありました分の差につきましては、NPOのほうに売上の20%を売上として預けられていらっしゃるという状況でございます。

それと、2番目に御質問の今後のことであろうかと思いますが、その分につきましては、また検討をしていきたいというふうに思っております。まだ未確定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 要するに20%引かれるということですので、相当の経費が引かれるということで、有限会社ですので、法人ですので、利益が減ることになって、町の持ち出し分が大きくなるのが当然のような感じがいたしますので、やっぱりこれが一般競争でやっていいものかどうかという今後の大きな会社組織としての取締役会の協議になろうかなというふうに思いますので、その点ですね、代表取締役がおられますので、今後、定款等で役員とか名簿も付けてもらえればいいんですけどですね、役員の名簿とかそういうのも要望をしておきますが、一番大きなときの受託の合計が五千五、六百万の受託であったです。県のほうが1,800いくらかと、町が4,000何百万という、そういう大きなやっぱり、だんだん経費も抑えられてきておりますけれども、やはり海浜公園の労務費のほうが入るとるものだから、何かですね、私たちの会社を見る損益計算とすれば、非常に利益を求めるやつと、労務費の負担を町が払う分とが売上になっているものですから、非常に見づらい面もありますので、売上といってもですね。何かもっといい方法がないのかなというふうに思いますので、その旨、こういうことがあったということを会社に伝えていただければなというふうに思います。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これで、報告第2号を終わります。

-----○-----

第8 報告第3号 有限会社御立岬の経営状況の報告について

○議長（寺本修一君） 日程第8、報告第3号「有限会社御立岬の経営状況の報告について」を議題とします。

本案の報告を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 報告第3号、有限会社御立岬の経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものでございます。

まず、平成26年度の営業報告について申し上げます。資料3ページを御覧ください。

利用者総数は、前年度比93.3%の41万5,512人でありました。部門別利用者総数は、公園で前年度比85%の10万808人、温泉センターで前年度比93.3%の11万2,022人、物産館では前年度比98.1%の20万2,682人でありました。

平成26年度の事業実績は、総収入で2億7,616万9,485円、経常利益は552万6,416円となっており、これは前年度より116万5,055円増額しております。

部門別売上高は、公園で前年度比118.7%の7,911万6,000円、温泉センターで前年度比93%の6,909万5,000円、物産館で前年度比96.7%の1億2,789万9,000円となっております。

全体の利用者は減少しておりますけれども、公園では温泉塩を活用した製品の販路拡大などにより収入が増加しました。

一方、温泉センターにおきましては、計画的なメンテナンスを実施し、利用者の快適性の向上に努めました。また、売店、レストランの利用促進のため、商品ラインナップの拡大や、団体利用にも対応できるメニューを提供し、公園事業部として業績アップと経費削減による黒字決算となっております。

また、物産館におきましては、地元の特性を活かした品揃えや、レストランでの新メニュー開発などが行われており、経常利益はオープン以来黒字計上となっております。

その他貸借対照表が4ページ、損益計算書が5ページに、6ページから利益金処分などの報告書がございますので、後ほど御確認いただければと思います。

最後に、平成27年度の事業計画について申し上げます。資料9ページからになります。

公園事業部では、公園施設のメンテナンスの徹底、主要事業の拡大とあります。
物産館事業部では、情報発信の拡大で、集客力のアップを図るとあります。

11ページに物産館事業部の具体的な計画、12ページから14ページに年度収支計画、15ページに公園事業部の具体的行動計画、16ページから19ページに年度収支計画を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第3号を終わります。

—————○—————

第9 議案第45号 平成27年度芦北町一般会計補正予算（第1号）

○議長（寺本修一君） 日程第9、議案第45号「平成27年度芦北町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） それでは、議案第45号、平成27年度芦北町一般会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算総額に1,731万9,000円を追加するものであります。それ以外の地方債や債務負担行為等の補正はございません。金額の追加だけということであります。

7ページの歳出の事項別明細書で内容を説明したいと思います。

2款総務費において、コミュニティ助成金250万円、これは内野地区が夏まつりの備品を揃えるための申請が認められたためであります。

3款民生費の289万3,000円は、現在建設中の・・・公園戦没者追悼記念碑において、戦没者遺族会連合会から100万円の指定寄附とともに、スロープの設置要望がありましたので、これに対応して追加工事を行うためのものであります。

同じく、民生費のうち520万9,000円は、介護予防事業の制度変更に伴う特別会計への繰出金の増加です。

4款衛生費の179万2,000円は、清掃センターにおける嘱託職員の増加による報酬などであります。

5款農業費における、4節共済費から14節使用料までの合計492万5,000円は、農業委員会が機構集積支援事業補助金の採択を受けて、町内全筆の農地実

態調査を行うための費用を計上しています。この調査は21年度以来の調査になります。

次に、財源内訳を前ページ、6ページの表で申し上げたいと思います。民生費の介護保険システム改修に伴う国庫補助金68万円、農業委員会の機構集積事業費県補助金407万円、戦没者遺族会連合会からの指定寄附金100万円及び雑入としてコミュニティ助成金250万円の、合計825万円が特定財源でありまして、不足の906万9,000円を前年度の繰越金で手当するという内訳になっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 1点ほどですけど、まちづくり推進費の中の250万円のその他の財源ですけれども、財源の中身はどこから出てくるものですかね。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） これは財団自治総合センターというところで、原資が宝くじの収入の一部をこれに還元するということであります。財団からの交付金でありますので、雑入に入れたということであります。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

第10 議案第46号 平成27年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（寺本修一君） 日程第10、議案第46号「平成27年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） おはようございます。

議案第46号、平成27年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明します。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ2,256万円を追加し、総額を21億4,766万円とするものです。

今回は、介護保険制度の改正で町が実施します地域支援事業の見直しが3月上旬に示されたことによる補正です。制度が複雑で分かりにくいので、資料を準備させていただきました。新しい地域支援事業の全体像という資料を御覧ください。

補正の概要を御説明します。これは国が示しました図に、今回の主な補正を示したものです。資料の左側が見直し前、右側が見直し後になります。

まず、①の左側の介護予防給付の訪問介護と通所介護の介護予防ケアマネジメントと、②の左側、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントが一本化されました。しかし、そのうちの①の介護予防給付の介護予防ケアマネジメント費用だけが国保連が支払うことから、委託料の一部を国保連合会の負担金とするものです。なお、介護予防ケアマネジメントとは、介護対象者の支援計画を立てる業務をいいます。

次に、③の充実の包括的支援事業は、地域包括支援センターに新たな事業が追加され、これまでの事業が拡充されましたので、それに伴う下線部分の事業を追加し、行う予定です。

次に、④の任意事業の食の自立支援事業は、左側、見直し前の上から3段目になります介護予防事業でこれまでサービス提供を行ってきましたが、見直しにより任意事業に変更されました。

以上が主なものです。資料は議案の説明と併せて御覧ください。

それでは、歳出から御説明します。議案の7ページをお開きください。

款1総務費の目1一般管理費の委託料136万1,000円は、今回の制度改正に係る介護保険システムの改修委託料です。

款4地域支援事業費の項1目2の介護予防ケアマネジメント事業は、13委託料から399万6,000円を減額し、19負担金補助及び交付金へ組み換えをお願いします。これは先ほどの資料の①介護予防給付の介護予防ケアマネジメントだけが、町は国保連合会の負担金となるためです。なお、②の部分はそのまま町が委託料で支払うということになります。

続きまして、款4地域支援事業の項3目1総合相談事業の委託料180万3,000円は、資料の③拡充しました地域包括支援センターの総合相談支援業務の委託料となります。

目2 権利擁護事業費の委託料210万4,000円は、資料の③地域包括支援センターの権利擁護業務の委託料です。

目3 包括的継続的ケアマネジメント事業費の委託料760万5,000円は、資料3の地域包括支援センターの包括的継続的ケアマネジメント支援の委託料となります。

目4 任意事業の委託料380万2,000円は、資料の④食の自立支援事業の委託料でございます。

目7 認知症総合支援事業の委託料588万5,000円は、資料の③認知症施策の推進を目的として地域包括支援センターで認知症初期集中支援サービスを実施する委託料でございます。

続きまして、歳入について御説明します。6ページをお願いします。

款2 使用料及び手数料、目2の包括的支援事業、任意事業利用料の現年度分146万5,000円は、歳出で御説明しました食の自立支援事業に係る利用料です。

款3 国庫支出金の現年度分769万6,000円は、地域支援事業に係る国の交付金になります。

款5 県支出金の現年度分384万8,000円は、同じく地域支援事業に係ります県の交付金でございます。

款6 繰入金、目3の地域支援事業繰入金の現年度分の384万8,000円は、同じく地域支援事業に係る一般会計からの繰入金となります。

目4 その他一般会計繰入金の事務繰入金136万1,000円は、介護保険制度改正のシステム改修に伴う一般会計からの繰入金です。

款7 繰越金の434万2,000円は、残りの財源として前年度繰越金を充てるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。１１時１０分から再開します。

—————○—————

休憩 午前１０時５５分

再会 午前１１時０７分

—————○—————

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

第１１ 議案第４７号 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第１１、議案第４７号「芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 議案第４７号、芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、原則３歳未満児を対象とする小規模保育事業及び事業所内保育事業所の職員配置基準における保育士数の算定については、安全・安心な保育体制確保の観点から、１人に限って保健師または看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができることとされましたので、本条例の中で当該基準を引用している規定を改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第４７号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

第１２ 議案第４８号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第１２、議案第４８号「芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。下田建設課長。

○建設課長（下田 研君） 議案第４８号、芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

記載の広瀬団地につきましては、木造建築物の耐用年数３０年を既に過ぎており、築５０年が経過しております。昨年１２月に退去者があり、空き家となりました。周辺住民に対する安全性等を考慮し、今回１戸を取り壊すために条例の一部を改正するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第４８号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

第 13 議案第 49 号 あらたに生じた土地の確認について

第 14 議案第 50 号 字の区域変更について

○議長（寺本修一君） 日程第 13、議案第 49 号「あらたに生じた土地の確認について」及び日程第 14、議案第 50 号「字の区域変更について」は、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第 36 条の規定により一括議題とします。

本案について、説明を求めます。下田建設課長。

○建設課長（下田 研君） 議案第 49 号、あらたに生じた土地の確認について及び議案第 50 号、字の区域の変更について御説明申し上げます。

添付しております位置図及び詳細図を御参照ください。

この土地は、熊本県が施工いたしました県道田浦港線の道路改良工事に係る公有水面の埋め立てにより生じた土地で、大字小田浦字和田の小田浦川の左岸側河口約 200m 区間の埋め立てです。

本区間は、平成 19 年 3 月に埋立免許が取得され、平成 24 年 9 月に竣工認可されております。竣工認可後、県において附帯工事が施工され、平成 26 年度をもって正式に完了を見たことから、今回、あらたに生じた土地として確認するものです。

あらたに生じた土地の面積は 743.99㎡です。

また、あらたに土地が生じることによる字の区域の変更につきまして議案第 50 号、字の区域の変更についてに示しておりますとおり、埋立区域の全部 743.99㎡を大字小田浦字和田に編入するものです。

提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 49 号、あらたに生じた土地の確認について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 49 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

これから議案第50号、字の区域変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

第15 議案第51号 工事請負契約の締結について

○議長（寺本修一君） 日程第15、議案第51号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 議案第51号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、田浦漁港水産物供給基盤機能保全（6号防波堤）工事の請負契約締結の承認に係るものでございます。

漁港施設につきましては、現在まで計画的に整備を進めてきましたが、建設から数十年経過し、施設の老朽化が進んでおります。更新コストの縮減を図るため、全国的に施設の長寿命化対策を行われております。本町においても平成24年度に田浦漁港施設の老朽化調査を実施した結果、3つの施設で補修が必要であると確認されており、計画的に補修工事を実施していく予定です。

1、契約の目的 田浦漁港水産物供給基盤機能保全（6号防波堤）工事

2、契約の方法 指名競争入札

3、契約の金額 1億1,210万4,000円

4、契約の相手方 熊本県葦北郡芦北町大字女島2128番地

橘新・山崎 特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社 橘新建設

代表取締役 平生 勝治

工事の概要について御説明申し上げます。6号防波堤は、堤体を鋼管杭で支えています。鋼管杭の腐食が進行し、穴が開いている状態です。現在のままでは倒壊

の恐れがあるため、鋼管杭の補修を行います。まず鋼管杭の錆びを落とした後に、鉄板を溶接して貼り付け、穴を塞ぎます。次に、水中で固まる樹脂で鋼管杭全体を覆い、腐食の進行を防止する工事を行います。

次に、入札の経緯について申し上げます。本工事の内容、規模及び工期内での確実な施工のためには共同企業体方式が、またその組み合わせについては町内業者同士による編成が可能であると判断し、第1グループに町内土木業者Aランク11社を、第2グループにはBランク11社を選定しました。

入札は5月28日に執行し、仮契約を翌日5月29日に行っています。

入札の結果について申し上げます。順不同、また金額につきましては消費税抜きで申し上げます。横山・リュウショウ特定建設工事共同企業体1億460万円、橘新・山崎特定建設工事共同企業体1億380万円、中村・小林特定建設工事共同企業体1億490万円、木崎・橋本特定建設工事共同企業体1億430万円、平松・新光特定建設工事共同企業体1億500万円、新成・梶特定建設工事共同企業体1億500万円、佐藤・前島特定建設工事共同企業体1億400万円、松下・泉特定建設工事共同企業体1億420万円、岡部・吉田特定建設工事共同企業体1億510万円、矢野・馬場特定建設工事共同企業体1億480万円、フクマツ・浪本特定建設工事共同企業体1億540万円、その結果、橘新・山崎特定建設工事共同企業体が落札額1億380万円でありました。予定価格に対する落札率は98.0%であり、消費税込みの金額は1億1,210万4,000円でございます。

なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（寺本修一君）　ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（寺本修一君）　配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君）　配付漏れなしと認めます。

-----○-----

第 16 同意第 1 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（寺本修一君）　日程第 16、同意第 1 号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君）　芦北町監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字白岩 1 1 5 5 番地 1 5、氏名、山下生吾。

この件につきましては、平成 27 年 6 月 24 日に任期満了となるものでございまして、監査委員の選任は地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要があるため本案を提出するものであります。

山下氏は、御存知のとおり、旧芦北町及び合併後の芦北町議会議員として 4 期、14 年 5 か月にわたり、町政発展のため御活躍され、この間、議会代表の監査委員としても御尽力いただいております。

また、平成 19 年 6 月 25 日から今日に至るまで、学識経験者代表の監査委員として御尽力いただいております、現在 2 期目でございます。

氏の人柄は、至誠にして実直であり、まさに行政事務の専門性、高度の知識等を必要とする監査委員に適任であると認め、ここに議会の同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君）　討論なしと認めます。

これから同意第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（寺本修一君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

[議案配付]

○議長（寺本修一君） 配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

第17 同意第2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（寺本修一君） 日程第17、同意第2号「固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町固定資産評価員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、芦北町大字佐敷509番地4、氏名、楠原清照。

提案の理由でございますが、固定資産評価員の選任につきましては、地方税法404条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がありますので、本案を提出するものであります。

御承知のとおり、本町職員でございまして、略歴を申し上げますと、昭和57年10月、旧芦北町職員に採用されてから32年7カ月の職員歴を有しており、この間、老人ホーム勤務を皮切りに、水道課、農林水産課、企画課、税務課、吉尾出張所、上下水道課、環境衛生課、建設課、住民生活課と歴任し、本年4月1日から税務課長であり、行政全般に精通しております。このようなことから、固定資産評価員にふさわしいということで同意をお願いするわけでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（寺本修一君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（寺本修一君） 日程第18、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字田川1315番地3、氏名、中原紀子。

この件につきましては、平成27年9月30日に任期満了となるものでございまして、法務大臣に候補者として推薦するために当議会に提案させていただくものであります。

中原紀子氏でございますが、平成24年10月から人権擁護委員として法務大臣から委嘱され、現在1期目でございます。温厚にして篤実な人柄は、町民からの信望も厚く、また豊富な行政経験は人権擁護委員に最適と認め、ここに議会の意見を求めるものでございます。

なお、提案理由は記載のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり適任者と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり適任者と認めることに決定しました。

—————○—————

第19 発議第2号 芦北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第19、発議第2号「芦北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。草野総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（草野安道君） 発議第2号、芦北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について提案理由を説明いたします。

今度、全国町村議会議長会から、各町村議会に参考として示されております標準町村議会会議規則が改正されたことに伴い、芦北町議会会議規則の一部を改正するものです。

内容は、芦北町議会会議規則第2条の第2項に、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について、新たに規定するものです。

なお、附則として、この規則は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第20 議員派遣の件

○議長（寺本修一君） 日程第20「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、地方自治法第100条及び会議規則第125条の規定により、議席に配付のとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は議席に配付のとおり派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず目的先、期間及び派遣議員について変更を生じる場合には、議長に一任を願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任とすることに決定しました。

-----○-----

日程第21 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第22 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第23 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（寺本修一君） 日程第21から日程第24までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各委員長及び議会運営委員長から、議席に配付しています申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（寺本修一君） ここで追加議事日程配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

（2号の追加1）第1 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査の申出

○議長（寺本修一君） 日程第1「建設経済常任委員会の閉会中の継続審査の申出」についてを議題とします。

建設経済常任委員長から配付しました申出書のとおり提出されました。

お諮りします。建設経済常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第2回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦勞でございました。

-----○-----

閉会 午前11時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員